

## 今後のスケジュール

<令和7年7月>  
年額保険料の口座引き落とし(前月末に案内を発送します。)

※7月に引き落としができず、8月も引き落としできなかった場合は、脱退となります。

※生命保険は引き落とし月末に、損害保険は6月末に加入者証を発送します。

<令和7年10月>

グループ保険配当金支払  
生命保険控除証明書発送

\*損害保険の控除証明書は6月末に送付する加入者証に添付しています。

## 保険内容の質問・相談窓口

### ★グループ保険・三大疾病保険について

引受保険会社(幹事)明治安田生命保険相互会社

①募集期間 1月8日～2月3日

AM9:00～PM5:00(土日・祝日を除く)

TEL 0120-282-224(通話料無料)

②募集期間終了後 AM9:00～PM5:00

(土日・祝日、年末年始を除く)

明治安田生命保険相互会社 公法人第一部

TEL 03-6259-0032(直通)

### ★傷害保険・入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランについて

<補償内容に関する質問・相談、事故のご連絡>

取扱代理店 (有)共済企画センター

TEL 0120-881-973(通話料無料)

(土日・祝日を除くAM9:00～PM5:00)

## 住所・口座変更の届出先

明治安田ライフプランセンター(株)

TEL 03-5952-8761 (土日・祝日を除くAM9:00～PM5:00)

住所および口座が変更になった場合は、必ず明治安田ライフプランセンター(株)にご連絡ください。

\*連絡先が不明で保険の申込書や加入者証等必要な書類が届かない場合は、脱退等不利益を被ることがありますので、ご注意ください。

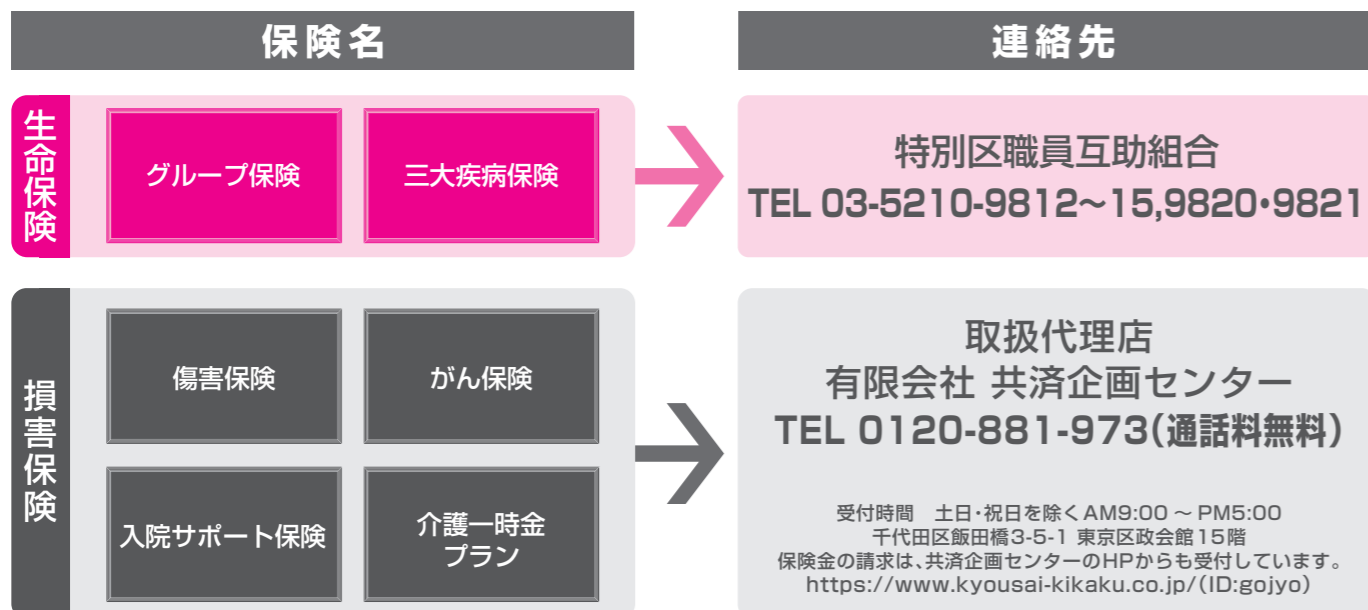
## 手続きに関する問い合わせ先(受取人変更・脱退等)

特別区職員互助組合 事業課保険係

TEL 03-5210-9812～15, 9820, 9821

(土日・祝休日を除くAM8:30～PM5:15)

## 保険金の請求方法



令和7年度

## 特別区職員互助組合

# 団体契約保険のご案内

準組合員用  
(退職予定者を含みます。)

### 生命保険

継続加入可能年齢

新規加入はできません。

#### グループ保険

準組合員 満75歳まで

配偶者 満75歳まで

子ども 満22歳6か月まで

#### 三大疾病保険

準組合員 満75歳まで

配偶者 満75歳まで

### 損害保険

継続加入可能年齢

#### 傷害保険

準組合員 満75歳まで

#### 入院サポート保険

準組合員 満79歳まで

配偶者 満79歳まで

子ども 満79歳まで

#### がん保険

準組合員 満79歳まで

配偶者 満79歳まで

子ども 満79歳まで

#### 介護一時金プラン

準組合員 満89歳まで

配偶者・子ども (※新規加入は満79歳まで)

両親・親族

上記年齢は令和7年7月1日時点の年齢をいいます。詳しくは、本パンフレット42ページをご覧ください。



### ◆募集期間

令和7年1/8(水)～2/3(月)

### ◆申込締切日

令和7年2/3(月)

### ◆保険期間

令和7年7/1(火)から1年間

※退職予定の方の申込書提出期限は、各事業所(区・教育委員会等)で異なりますのでご注意ください。

●保険料は毎年7月上旬に、1年間分の保険料を指定口座から引き落とします。  
同じ内容で更新をしても、年齢区分が変わると保険料が上がりますので、必ず金額を確認してください。

# 準組合員用保険の概要

準組合員資格がある場合、組合員期間中から加入していた保険のうち、加入資格を満たす保険については、準組合員用の保険に継続して加入することができます。

	保険金が支払われる 主な支払事由	継続加入対象者			年齢(7月1日現在)			保険金額 の増額	保険金額 の減額	被保険者 の追加	加入条件等
		本人	配偶者	子ども	本人	配偶者	子ども				
<b>グループ保険</b> P3~5	死亡・高度障害	○	○	○	満75歳以下	満75歳以下 (準組合員本人が脱退すると同時脱退)	満22歳以下 (準組合員本人が脱退すると同時脱退)	×	○	×	子どもは、準組合員の被扶養者または同一戸籍の場合のみ継続加入できます。
<b>三大疾病保険</b> [主契約] [特約] P6~12	[主契約] ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特約] <7大疾病保障特約> ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき <がん・上皮内新生物保障特約> ○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	○	○	-	満75歳以下	満75歳以下 (準組合員本人が脱退すると同時脱退)	-	×	○	×	[主契約] 準組合員本人がグループ保険に継続加入している必要があります。 [特約] 主契約の継続加入が必要です。
<b>傷害保険</b> P13~20・37~39	ケガで入院・通院・手術したとき	○	○	○	準組合員本人が満75歳以下			○	○	○	
<b>入院サポート保険</b> P21~22・27~39	病気・ケガで入院・手術したとき	○	○	○	満79歳以下	満79歳以下	満79歳以下	○ (要健康告知)	○	○ (要健康告知)	準組合員2年度目以降であれば、現職契約の最終年度に加入資格者のいずれも未加入であった種目について、新規追加が可能です。
<b>がん保険</b> P23~24・27~39	がんと診断され入院した場合は、がんと診断され所定の手術を受けた場合	○	○	○	満79歳以下	満79歳以下	満79歳以下	○ (要健康告知)	○	○ (要健康告知)	※介護一時金プランは、両親・兄弟姉妹・同居の親族も加入できます。
<b>NEW 介護一時金プラン</b> P25~39	要介護状態となった場合	○	○	○	満79歳以下 (継続は満89歳まで)			○ (要健康告知)	○	○ (要健康告知)	

・保険金の請求方法は裏表紙に掲載してあります。  
・保険について多く寄せられるお問い合わせは42~44ページに記載してあります。

## — 今年度の主な制度改正について —

### 【生命保険】

グループ保険の保障額に200万円が追加されます

### 【損害保険】

#### ①「介護一時金プラン」が新たに導入されます

要介護状態となった場合に一時金が支払われる補償が新たに加わりました。

#### ②「がん保険」へのリニューアル

従来、がん補償は入院サポート保険の特約でしたが、名称を変更し単独で加入できるよう条件を緩和しました。

#### ③健康告知を改定しました

これまでの健康告知(傷害保険以外では必須)の項目や内容を見直しました。

## — 保険料控除証明書の送付について —

保険の種類により、送付時期が異なります。

保険種類	生命保険	損害保険
	グループ保険、三大疾病保険	入院サポート保険、がん保険、介護一時金プラン
送付時期	10月頃に送付予定	6月末頃に加入者証(控除証明書一体型)として送付

※詳細は、各保険取扱内容の「税法上の取扱い」をご確認ください。

# グループ保険

(年金払特約付こども特約付団体定期保険【生命保険】)

## 死亡・高度障害に備える

# グループ保険

(年金払特約付こども特約付団体定期保険【生命保険】)

## 取扱内容

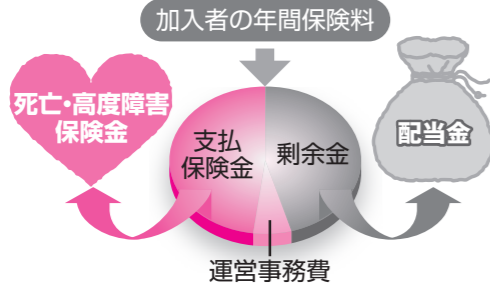
### 意向確認【ご加入前のご確認】

グループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

### この保険の特長

- 1 死亡時または高度障害になった場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金形式としてお支払いします。
- 2 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。(令和5年度は39.120%)
- 3 お手頃な保険料で大きな保障!

### 配当金の還付のしくみ



令和5年度(令和5年7月1日～令和6年6月30日)のお支払い実績		
保険金支払件数	保険金支払額	配当率
82件	8億3,600万円	39.120%
令和4年度(令和4年7月1日～令和5年6月30日)のお支払い実績		
保険金支払件数	保険金支払額	配当率
88件	7億6,400万円	43.991%

- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ・三大疾病保険には配当金はありません。

### 加入対象者

### 準組合員・配偶者 満75歳まで

### こども 満22歳6か月まで

必ず「継続加入資格」(P.4)を確認のうえ、お申込みください。

※令和7年7月1日時点満71歳の加入者は特段の手続きがなければ継続となりますのでご注意ください。

### 年間保険料と保障額

同一の保険金額で継続しても、年齢区分が上がると保険料も上がります。  
※下記の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切日後3か月以内に算出し、概算保険料と異なった場合には、初回に遡って精算致します。  
※71歳以降は、1歳きざみで保険料が上がります。

加入対象区分	死亡または高度障害のとき 死亡・高度障害 保険金 (年金原資)	性別	年間保険料(円)												
			36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳 (満75歳までの方)
準組合員・配偶者	500万円	男性	7,500	9,960	13,980	20,580	26,940	37,920	53,280	67,800	74,340	81,960	90,780	101,220	113,460
		女性	6,420	7,680	10,680	16,260	18,900	23,100	28,980	36,420	39,840	43,860	48,300	53,160	58,620
	300万円	男性	4,500	5,976	8,388	12,348	16,164	22,752	31,968	40,680	44,604	49,176	54,468	60,732	68,076
		女性	3,852	4,608	6,408	9,756	11,340	13,860	17,388	21,852	23,904	26,316	28,980	31,896	35,172
	200万円	男性	3,000	3,984	5,592	8,232	10,776	15,168	21,312	27,120	29,736	32,784	36,312	40,488	45,384
		女性	2,568	3,072	4,272	6,504	7,560	9,240	11,592	14,568	15,936	17,544	19,320	21,264	23,448

こども	性別に関係なく3歳から22歳まで (H15.1.2～R5.1.1生)	
	300万円	一律 2,520円
200万円	一律 1,680円	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢60歳＝令和7年7月1日現在満59歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月まで。  
※更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
※希望する保険金額をいずれか1種類選んでください。  
※夫婦ともに準組合員(本人)で加入の場合、こどもは夫婦のいずれか一方で加入してください。

※配偶者・こどもだけの加入はできません。準組合員(本人)とセットでご加入ください。準組合員(本人)について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、準組合員(本人)が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。  
※配偶者の保険金額は、準組合員(本人)の保険金額を上回ることはできません。  
※こどもの死亡・高度障害保険金は一時金受取のみです。

継続加入資格	次の①、②のいずれかに該当される方(新規の加入はできません) ①現在既に加入している準組合員とその配偶者及び準組合員の扶養していることも、または準組合員と同一戸籍のことも ②在職中から退職時の保険期間満了日までの間、継続してグループ保険に加入していた準組合員とその配偶者及び準組合員の扶養していることも、または準組合員と同一戸籍のことも 準組合員(本人)・配偶者…令和7年7月1日現在満75歳以下で、現在グループ保険に加入している方 ※昭和24年7月2日～昭和25年7月1日生まれの方は今回の保険期間で終わりとなります。 こども……………令和7年7月1日現在満22歳6か月を超え満22歳6か月までの準組合員(本人)の扶養することも(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)または、準組合員(本人)と同一戸籍のことも現在グループ保険に加入している方
加入時の注意事項	※所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 退職予定の方及び暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務終了予定の方、令和6年7月以後に退職された方は、申込書の提出がない場合は脱退となります。 準組合員の方については、昨年度と同額継続する場合、自動継続しますので手続は不要です。ただし保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。 ※希望する保険金額をいずれか1種類選んでください。 ※退職予定者で在職中500万円以上のコースに加入していた方は、500万円を上限として、300万円コースに加入していた方は、300万円以下コースに加入することができます。 ※新規加入・増額はできません。 ※配偶者・こどもだけの加入はできません。準組合員とセットでご加入ください。準組合員について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、準組合員が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。 ※グループ保険を脱退したときは、三大疾病保険も同時に脱退となります。 ※グループ保険の配偶者の保険金額は、準組合員の保険金額を上回ることはできません。 ※保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3か月以内に算出し、概算保険料と異なった場合には、初回に遡って精算致します。 ※35歳以下の保険料は互助組合までお問い合わせください。
保険期間	令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年間とし、以後毎年更新します。ただし、保険料の払込みが条件となります。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。
保険料	保険料は年間一括払い(月払保険料の12か月分)です。6月下旬に保険料引落しの通知をさせて頂き、指定していただいた預金口座から7月に引落とされます。7月に引落しできなかった場合は8月に引落とされますが、8月も引落しできなかった場合は脱退となります。なお、脱退になった旨の連絡はいたしませんので、ご注意ください。 ※保険料の引落とし額は、グループ保険・三大疾病保険・入院サポート保険・がん保険・傷害保険・介護一時金プランで、加入されている保険の合計額となります。 ※保険金の支払いで契約が消滅し、払い戻し保険料がある場合は保険料負担者または、相続人に返金します。
ご加入の通知	ご加入の通知は保険料の引落しを確認させていただいた後、7月下旬～8月下旬頃に送付いたします。
配当金	グループ保険は、保険期間満了ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、配当金として支払います。配当金は「配当金の通知」を送付した後に指定いただいた預金口座に振込まれます。(10月頃) ※配当金は保険料負担者または相続人に支払います。
脱退	①加入資格を喪失した場合 ・準組合員が死亡・高度障害となったときは加入資格を喪失します。また、配偶者およびこどもは同時脱退となります。 ・準組合員、配偶者が満76歳になった場合、直後の7月1日に自動脱退となります。 ②こどもの加入資格について ・こどもの年齢が満22歳6か月を超えた場合は、直後の7月1日に自動脱退となります。 ・こどもが準組合員(本人)の被扶養者でなくなった場合、かつ、準組合員(本人)と同一戸籍でなくなった場合は、互助組合へ脱退届を提出してください。 ③上記①、②以外の脱退の場合 ・保険期間中であっても自由に脱退できます。互助組合へ脱退届をご提出ください。 ※脱退は月次毎の取扱いとなり、保険料の精算も月毎となります。 脱退時の連絡先:特別区職員互助組合 事業課 保険係 TEL 03-5210-9812～15, 9820-9821
保険金の支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受生命保険会社の職員または引受生命保険会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
高度障害	◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 高度障害等級1級とは、異なります。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ( <a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a> )をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。
保険金受取人が受取る年金について	1. 年金の種類と型…年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択できます。(定額型確定年金です。) 2. 配当金…年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 3. 年金受取人…保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ・支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。 4. 年金のお支払い…年金受取人への支払いは、毎年1回・2回・4回受取のいずれかです。 ・年金の支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ・年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払いの申し出があった場合は、未払年金現価を支払います。 5. 年金の対象となる保険金…団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお支払いできません。 6. 送金…送金先は、日本国内の金融機関となります。
保険金の受取人	・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。 ・受取人の指定がなかった場合には、1.配偶者、2.子、3.父母、4.祖父母、5.兄弟姉妹の順番で指定したものととして取扱います。 ・個人名を指定する場合は「9」で個人名を指定してください。「9」以外の番号で指定した場合、個人名を優先します。 ・死亡保険金受取人に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を指定する場合は、「9」で個人名を指定してください。 ・受取人は更新手続き期間外でも変更できます。変更が必要な場合は互助組合までお申し出ください。

# グループ保険 取扱内容

(年金払特約付こども特約付団体定期保険(生命保険))

<p>お支払いできない場合について(解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> </ul> <p>1. 死亡保険金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul> <p>2. 高度障害保険金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の故意によるとき</li> <li>②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>		
<p>保険会社からのお願い・ご注意</p>	<p>&lt;保険金のご請求について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに互助組合(以下「保険契約者」といいます。))にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受生命保険会社にご請求ください。</li> <li>●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</li> <li>●ご請求があった場合で、引受生命保険会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</li> </ul> <p>&lt;改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入の本人、配偶者およびこどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受生命保険会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受生命保険会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。</li> <li>●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受生命保険会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受生命保険会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受生命保険会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。</li> </ul>		
<p>税法上の取扱い</p> <p>税制改正により、今後変更となる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。</li> <li>※グループ保険の保険料は一般生命保険料控除の対象となります。</li> <li>ただし、控除保険料は月払いに分割されるため、保険料の半額(7月～12月分)が当年の控除対象額となります。</li> <li>残り半分(1月～6月分)の保険料は、翌年度の控除対象額となります。<b>保険料控除証明書は、10月頃、保険会社より発行し、送付予定です。</b></li> <li>※死亡保険金受取人の指定を親族以外とした場合は、生命保険料控除の対象となりません。</li> <li>●高度障害保険金は非課税です。</li> <li>●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。</li> <li>※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は。</li> <li>●本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。</li> <li>※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。</li> <li>※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。</li> </ul>		
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グループ保険の保険金額を既得権として一時払退職後終身保険<sup>®</sup>・リレー定期保険<sup>®</sup>に加入すると、グループ保険は脱退になります。</li> <li>※一時払退職後終身保険</li> <li>幹事会社 明治安田については、令和2年7月1日以降となるご契約につきましては販売を休止しております。</li> <li>取り扱い会社は、住友生命のみのお取り扱いとなります。詳しくは住友生命までお問合せください。</li> <li>グループ保険の加入期間等の各種要件がありますので、詳細は住友生命の一時払退職後終身保険パンフレットおよび明治安田のリレー定期保険パンフレットをご確認ください。</li> <li>※リレー定期保険(リビング・ニーズ特約、代理請求特約[Y]付無配当定期保険(Ⅱ型))</li> <li>取り扱い会社は、明治安田となります。詳しくは明治安田までお問合わせください。</li> <li>*住所等連絡先が不明で保険の申込書や加入者証等必要な書類が届かない場合は、脱退等不利益を被ることがありますのでご注意ください。</li> <li>●今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。</li> <li>●詳細は退職後制度についてのパンフレットをご覧ください。</li> </ul>		
<p>取扱保険会社</p>	<p>グループ保険は生命保険会社と締結した年金払特約付こども特約付団体定期保険契約に基づき運営します。</p> <p>生命保険の契約は以下の保険会社による共同取扱契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。</p> <p><b>【お問い合わせ先】 特別区職員互助組合 事業課 保険係 電話 03-5210-9812～5, 9820-9821</b></p> <table border="1" data-bbox="281 1522 1394 1606"> <tr> <td>引受保険会社</td> <td>幹事会社 明治安田生命保険相互会社 住友生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、日本生命保険相互会社 ＜幹事会社以外、50音順＞ 令和6年8月現在</td> </tr> </table> <p>この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。</p>	引受保険会社	幹事会社 明治安田生命保険相互会社 住友生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、日本生命保険相互会社 ＜幹事会社以外、50音順＞ 令和6年8月現在
引受保険会社	幹事会社 明治安田生命保険相互会社 住友生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、日本生命保険相互会社 ＜幹事会社以外、50音順＞ 令和6年8月現在		

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

**個人情報に関する取扱いについて** <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。))へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。

ー死亡保険金受取人の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

**「生命保険契約者保護機構」について**

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。))に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス(https://www.seihohogojp/)をご覧ください。

# 三大疾病保険

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

# 悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中等に備える

※グループ保険の加入が必要です。

## 意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## この保険の特長

- 1 所定の**悪性新生物(がん)**と診断確定されたとき(※1)、または**急性心筋梗塞・脳卒中**を発病して所定の状態になられたとき、もしくは**急性心筋梗塞・脳卒中**で所定の手術を受けられたとき、**保険金を一括または年金形式で受取できます。**
- 2 **特定疾病以外の死亡・所定の高度障害時**でも保険金を請求できます。
- 3 **リビング・ニーズ特約がついています。**(※2)
- 4 **「7大疾病」や「がん・上皮内新生物」の保障特約を付加することができます。**

※1 「加入日前を含めてはじめて診断確定された悪性新生物(がん)」がお支払いの対象となります。  
 ※2 余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(特定疾病に限りません)

## 加入対象者

### 準組合員・配偶者 満75歳まで

必ず「継続加入資格」(P.10)を確認のうえ、お申込みください。

※令和7年7月1日時点満71歳の加入者は特段の手続きがなければ自動継続となりますのでご注意ください。

## 保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

	保障区分	保障内容	保険金額			
			200万円	300万円	400万円	500万円
三大疾病保険	主契約	【特定疾病保険金】(※1) ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 【死亡・高度障害保険金】(※1) ○死亡・所定の高度障害状態のとき	200万円	300万円	400万円	500万円
	特約	【7大疾病保障特約】(※2) ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 【がん・上皮内新生物保障特約】(※2) ○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	100万円	150万円	200万円	250万円
			20万円	30万円	40万円	50万円

⚠(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
 (※2)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保障金は主契約保険金の1割となります。  
 (注)特約を付加するには、主契約への加入が必要です。  
 <リビング・ニーズ特約>余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

## ◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額300万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	悪性新生物(がん) <sup>(※)</sup>	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症) 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>300万円</b>				
特約 7大疾病保障特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>150万円</b>				
特約 がん・上皮内新生物保障特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>30万円</b>				
お支払事由ごとの保険金額合計	300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

⚠

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障特約のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障金を支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

**保険金の主な支払事由**

各保険金の主な支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 <sup>※1</sup>

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含みます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りません。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

**年間保険料と保障額**

主契約のみでもご加入いただけます。「特約」にご加入しない方は「主契約」の年間保険料が適用されます。  
※71歳以降は1歳きざみで保険料が上がります。

保険金額(万円)	性別	年間保険料(円)														
		36歳～40歳 (\$60.1.2～ H2.1.1生)	41歳～45歳 (\$55.1.2～ \$60.1.1生)	46歳～50歳 (\$50.1.2～ \$55.1.1生)	51歳～55歳 (\$45.1.2～ \$50.1.1生)	56歳～60歳 (\$40.1.2～ \$45.1.1生)	61歳～65歳 (\$35.1.2～ \$40.1.1生)	66歳～70歳 (\$30.1.2～ \$35.1.1生)	71歳 (\$29.1.2～ \$30.1.1生)	72歳 (\$28.1.2～ \$29.1.1生)	73歳 (\$27.1.2～ \$28.1.1生)	74歳 (\$26.1.2～ \$27.1.1生)	75歳 (\$25.1.2～ \$26.1.1生)	76歳 (満75歳までの方) (\$24.7.2～ \$25.1.1生)		
200	男性	主契約	8,016	11,232	18,984	31,728	49,872	77,928	115,536	145,488	157,224	169,944	184,008	199,752	217,344	
		7大疾病特約 <sup>がん・上皮内</sup>	3,240	4,680	8,160	12,960	22,080	35,160	50,760	62,520	66,720	70,800	75,120	78,120	81,120	
	女性	主契約	9,360	13,824	17,520	23,016	28,440	40,512	53,616	66,624	73,200	80,448	88,008	95,904	104,040	
		7大疾病特約 <sup>がん・上皮内</sup>	5,280	8,760	11,400	14,520	19,320	22,920	30,600	34,800	36,120	37,560	38,880	41,040	43,440	
	300	男性	主契約	12,024	16,848	28,476	47,592	74,808	116,892	173,304	218,232	235,836	254,916	276,012	299,628	326,016
			7大疾病特約 <sup>がん・上皮内</sup>	4,860	7,020	12,240	19,440	33,120	52,740	76,140	93,780	100,080	106,200	112,680	117,180	121,680
女性		主契約	14,040	20,736	26,280	34,524	42,660	60,768	80,424	99,936	109,800	120,672	132,012	143,856	156,060	
		7大疾病特約 <sup>がん・上皮内</sup>	7,920	13,140	17,100	21,780	28,980	34,380	45,900	52,200	54,180	56,340	58,320	61,560	65,160	
400		男性	主契約	16,032	22,464	37,968	63,456	99,744	155,856	231,072	290,976	314,448	339,888	368,016	399,504	434,688
			7大疾病特約 <sup>がん・上皮内</sup>	6,480	9,360	16,320	25,920	44,160	70,320	101,520	125,040	133,440	141,600	150,240	156,240	162,240
	女性	主契約	18,720	27,648	35,040	46,032	56,880	81,024	107,232	133,248	146,400	160,896	176,016	191,808	208,080	
		7大疾病特約 <sup>がん・上皮内</sup>	10,560	17,520	22,800	29,040	38,640	45,840	61,200	69,600	72,240	75,120	77,760	82,080	86,880	
	500	男性	主契約	20,040	28,080	47,460	79,320	124,680	194,820	288,840	363,720	393,060	424,860	460,020	499,380	543,360
			7大疾病特約 <sup>がん・上皮内</sup>	8,100	11,700	20,400	32,400	55,200	87,900	126,900	156,300	166,800	177,000	187,800	195,300	202,800
女性		主契約	23,400	34,560	43,800	57,540	71,100	101,280	134,040	166,560	183,000	201,120	220,020	239,760	260,100	
		7大疾病特約 <sup>がん・上皮内</sup>	13,200	21,900	28,500	36,300	48,300	57,300	76,500	87,000	90,300	93,900	97,200	102,600	108,600	

- ※上表内の「7大疾病」、「がん・上皮内」はそれぞれ「7大疾病保障特約」、「がん・上皮内新生物保障特約」を指します。
- ①同一の保険金額で継続されても、更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ②既に退職されている方は、新規加入はできません。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢60歳=令和7年7月1日現在満59歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月まで。
- ・加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額300億円以上の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等は更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

# 三大疾病保険

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無記当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

# 悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中等に備える

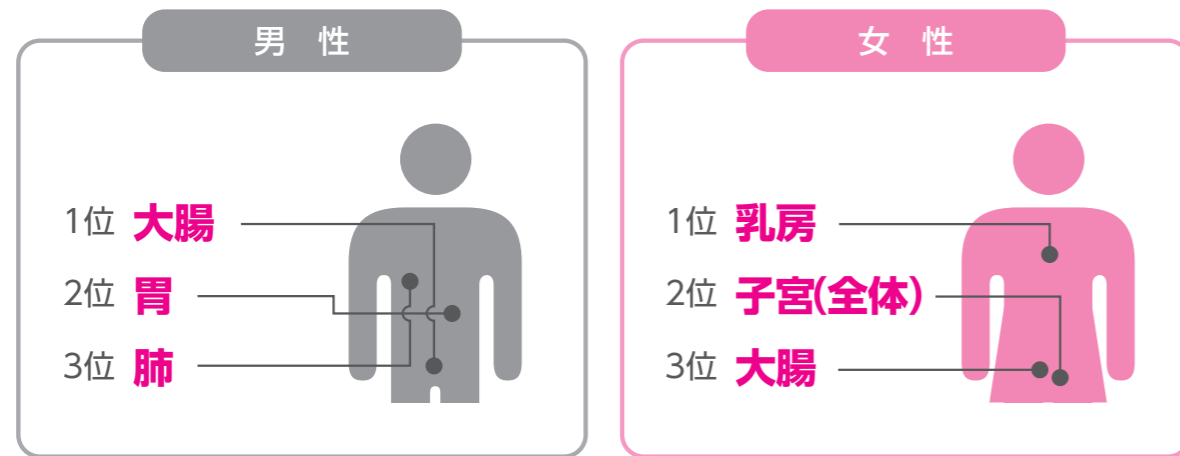
※グループ保険の加入が必要です。

# 三大疾病保険

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無記当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

# 取扱内容

## 罹患数が多いのはどの部位のがんでしょうか?

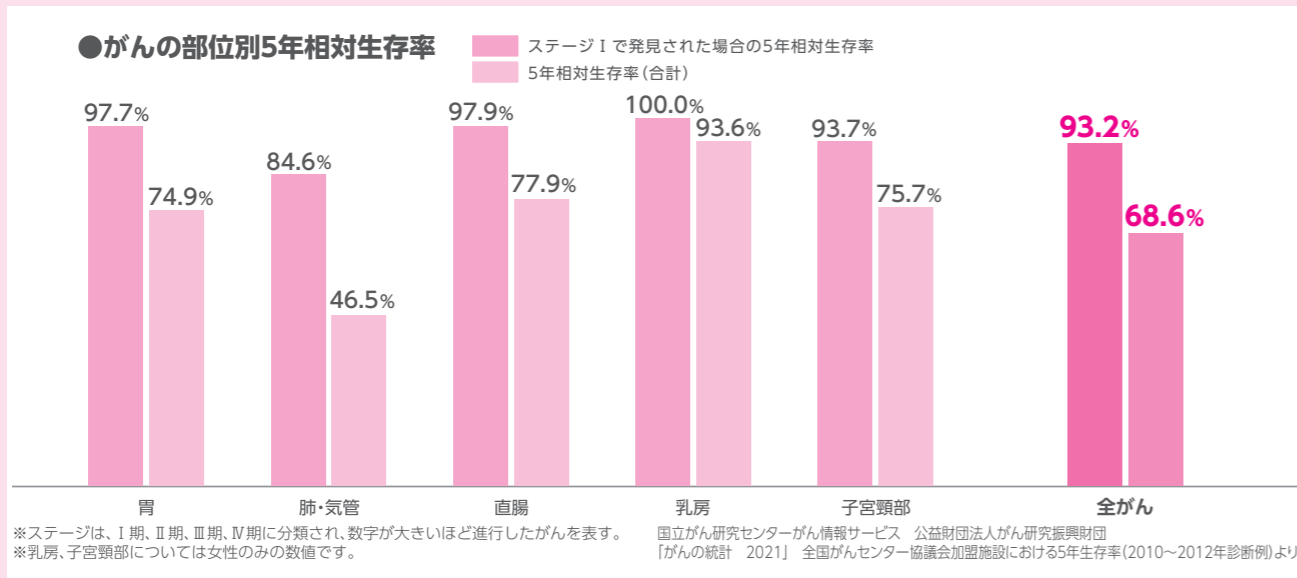


国立がん研究センターがん情報サービス 公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計 2021」部位別年齢階級別がん罹患数・割合(2017年)

資料：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)より  
※上記順位は、就労年齢(20歳～64歳)における順位です。

罹患数が多い「がん」の部位別第1位は、男性が「大腸がん」で女性が「乳がん」です。大腸がんは男女ともにがんの部位で比べると罹患数が多いです。がんに対する保障を準備しておくことをおすすめします。

## がんは早期の段階で発見できれば、生存率も高くなります。



早期で発見した場合の生存率は約9割近くと高くなりますので、がん検診等による早期発見に向けた対応が重要です。一方で、再発防止に向けた継続的な治療が必要となることも予想されますので、がんに対する保障を準備しておくことをおすすめします。

継続加入資格	退職時に三大疾病保険に加入していた組合員、配偶者で、保険期間満了日(6月末)まで継続した方。継続加入年齢は令和7年7月1日現在、満75歳以下で、昭和24年7月2日～昭和25年7月1日生まれの方は今回の保険期間で終わりとなります。ただし退職時にご加入いただいた保険金額以内での継続となります。グループ保険の継続加入が三大疾病保険の継続加入要件となります。
加入時の注意事項	※所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。 退職予定の方及び暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務終了予定の方、令和6年7月以後に退職された方は、申込書の提出がない場合は脱退となります。 準組合員の方については、昨年度と同額継続する場合、自動継続しますので手続は不要です。※ただし保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。 ※希望する保険金額をいずれか1種類選んでください。 ※新規加入・増額はできません。 ※配偶者だけの加入はできません。準組合員とセットでご加入ください。準組合員が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。準組合員の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は準組合員と同様に脱退となります。 ※グループ保険を脱退したときは、三大疾病保険も同時に脱退となります。 ※35歳以下の保険料は互助組合までお問い合わせください。 保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における年齢が満75歳(7月1日時点)を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
保険期間	令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年間とし、以後毎年更新します。ただし、保険料の払込みが条件となります。令和7年6月までに脱退した場合、新保険年度の申込(自動更新も含む)は無効となります。
保険料	保険料は年間一括払い(月払保険料の12か月分)です。6月下旬に保険料引落しの通知をさせて頂き、指定していただいた預金口座から7月に引落とされます。7月に引落しできなかった場合は8月に引落とされますが、8月も引落しできなかった場合は脱退となります。なお、脱退になった旨の連絡はいたしませんので、ご注意ください。 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。 ※保険料の引落とし額は、グループ保険・三大疾病保険・入院サポート保険・がん保険・傷害保険・介護一時金プランで、加入されている保険の合計額となります。 ※保険金の支払いで契約が消滅し、払い戻す保険料がある場合は、その保険金の受取人へ返金します。
ご加入の通知	ご加入の通知は保険料の引落しを確認させて頂いた後、7月下旬～8月下旬頃に送付致します。
保険金の支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 引受生命保険会社の職員または引受生命保険会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
高度障害	◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 高度障害状態とは 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
保険金の受取人	・死亡保険金受取人は被保険者に番号で指定していただけます。また、高度障害保険金受取人は被保険者本人となります。 ・受取人の指定がなかった場合には、法定相続人で指定したものととして取扱います。 ・個人名を指定する場合は「9」で個人名を指定してください。「9」以外の番号で指定した場合、個人名を優先します。 ・特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金の受取人は被保険者本人です。 ・受取人は更新手続き期間外でも変更できます。変更が必要な場合は互助組合までお申し出ください。
脱退	①加入資格を喪失した場合 ・準組合員が死亡・高度障害となったときは加入資格を喪失します。また、配偶者も同時脱退となります。 ・準組合員、配偶者が満76歳になった場合、直後の7月1日に自動脱退となります。 ②保険金を受け取った場合 ・保険金を受け取ると脱退となります。また、準組合員が受け取った場合、配偶者も同時に脱退となります。 ③上記以外の脱退の場合 ・保険期間中であっても自由に脱退できます。互助組合へ脱退届をご提出ください。 ※脱退は月次毎の取扱いとなり、保険料の精算も月毎となります。 脱退時の連絡先：特別区職員互助組合 事業課 保険係 TEL 03-5210-9812～15, 9820, 9821

# 三大疾病保険

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

## 取扱内容

### お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

1. **死亡保険金について**
- ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
  - ②契約者の故意によるとき
  - ③死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
2. **高度障害保険金について**
- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
  - ②契約者の故意または重大な過失によるとき
  - ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

### 保険金受取人が受取る年金について

1. 年金の種類と型…年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
2. 配当金…年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人…保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
  - ・支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い…年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
  - ・年金のお支払日は、年金支払月の尨当日(15日)です。
  - ・年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. 年金払の対象となる保険金…無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

### 税法上の取扱い

税制改正により、今後変更となる場合があります。

- ・保険料は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
  - ※主契約保険料は一般生命保険料控除の対象となります。
  - ※特約(7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約)保険料は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、控除保険料は月払いに分割されるため、保険料の半額(7月～12月分)が当年の控除対象額となります。残り半分(1月～6月分)の保険料は、翌年度の控除対象額となります。**保険料控除証明書は、10月頃、保険会社より発行し、送付予定です。**
  - ※死亡保険金受取人の指定を親族以外とした場合は、生命保険料控除の対象なりません。
- ・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は。
- ・本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。
  - ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
  - ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- ・高度障害保険金は非課税です。
- ・特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。

### リビング・ニーズ特約

- 【**保険金のお支払事由について**】
- ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できません。
  - 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
    - 余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。
  - (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
  - (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合
- 【**ご請求について**】
- ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
  - 「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。
  - この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
  - ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。
- 【**お支払金額について**】
- 被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。)
- 【**リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について**】
- つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
    - (1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
    - (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
    - (3) 戦争その他の変乱によるとき
  - この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

### 代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。  
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

- 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の直系血族
  3. 被保険者の兄弟姉妹
  4. 被保険者の3親等内の親族
  5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限りません。
- ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方  
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- \*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。  
\*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。  
お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。  
保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。  
ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。  
指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。  
指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。  
指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

### 保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

- ・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに互助組合(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受生命保険会社にご請求ください。
- ・保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ・ご請求があった場合で、引受生命保険会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改名・ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ・ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受生命保険会社にご通知ください。
- ・被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受生命保険会社にご通知ください。
- ・被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- ・死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受生命保険会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受生命保険会社に到達したとき、この通知が発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受生命保険会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

### その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。  
\*この保険には満期保険金はありません。  
\*この保険には自動振替貸付制度はありません。  
\*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。  
\*住所等連絡先が不明で保険の申込書や加入者証等必要な書類が届かない場合は、脱退等不利益を被ることがありますのでご注意ください。

### 取扱保険会社

この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。  
【お問い合わせ先】特別区職員互助組合 事業課 保険係 電話 03-5210-9812～5, 9820-9821

引受保険会社	引受会社	明治安田生命保険相互会社	公法人第一部法人営業第三部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 電話03-6259-0032			

【生命保険契約者保護機構】について  
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

引受生命保険会社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。  
【ご契約のしおり 約款】は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。  
【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

●お申込の撤回(クーリング・オフ)について	●解約と返戻金について	●健康状態等の告知義務について
●契約内容の変更等について	●保険金等をお支払いできない場合について	●「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱いできない事項の例】

●保険期間中の保障額の増額・減額はできません	●保険期間の変更はできません	●保険料の払込方法の変更はできません
------------------------	----------------	--------------------

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。  
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

引受生命保険会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受生命保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【**個人情報に関する取扱いについて**】

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の引受保険会社に提供されます。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。  
一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください一  
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

# 傷害保険

(個人賠償責任補償特約セット) (傷害総合保険)

# ケガと賠償事故の補償

加入対象者

準組合員本人  
満75歳まで

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】令和7年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレット次頁以降をご確認ください。

団体で加入することで

約43%  
割安

(団体割引30%、過去の損害率による割引10%、団体大口割引10%適用)

## この保険の特長

- ① **ケガによる通院、入院、手術、死亡・後遺障害を補償!**
- ② **個人賠償責任補償特約により、自転車による賠償事故も3億円まで補償!**
- ③ **熱中症による通院、入院、手術、後遺障害も補償! (死亡は補償されません。)**
- ④ **スタンダードタイプに加入すると地震によるケガや特定感染症も補償!**

※準組合員さま相互の公平性を保つため、著しく保険金請求の頻度が高いなど、極端な保険金請求があった場合には、次回以降の継続加入をお断りしたり、加入タイプを制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 補償内容

### ケガに関する基本補償 (スタンダードタイプ・シンプルタイプ共通)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡・後遺障害	傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡されたり後遺障害を被られた場合にお支払します(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払します。)
入院	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払します。
通院	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払します。
手術	公的医療保険制度の手術料の対象となる手術を受けられた場合、所定の手術保険金をお支払します(1事故について1回の手術にかぎります。) ※詳細は16ページの「保険金をお支払いする主な場合」をご覧ください。

例えばこんな時...

自転車で転倒しケガをした。



交通事故でケガをした。



例えばこんな時...

階下の他人の住居への水漏れ



自転車で接触! 他人にケガを負わせた。



**個人賠償責任補償** 国内・国外を問わず、日常生活において他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負う損害賠償責任を補償します。

- 交通事故等によるケガは、交通傷害危険増額支払特約(1.5倍支払)がセットされているため、1.5倍の補償になります。交通事故等の範囲は15ページ「交通事故等の範囲」をご覧ください。
- 公務災害補償や他の保険・共済とは別枠でお支払します。
- 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合等重要な事項が16ページ以降に記載されておりますので、必ずご覧ください。
- 傷害保険は健康告知は不要です。
- 現職制度の傷害保険に年齢制限はありません。
- すべての加入コースで個人賠償責任補償が同じ条件でセットされています。
- 日本国内で発生した事故については、示談交渉サービスがあります。
- どのコースに加入していても、家族(被保険者本人、配偶者、被保険者本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子など※)が法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。※詳細については15ページの「加入対象者と被保険者」をご覧ください。

## 『シンプルタイプ』のままになっていませんか?!

以前は、シンプルタイプの補償内容のみでしたが、その後、天災危険補償が標準化されてスタンダードタイプが新設されました。「まだシンプルタイプのままになっている」という方は、スタンダードタイプへの見直しをおすすめします。

補償範囲の比較(具体的な事故例)	スタンダードタイプ	シンプルタイプ
地震・噴火、またはこれらによる津波を原因としたケガを負った	○	×
特定感染症への感染により入院や通院をした	○	×
自転車で歩行者と衝突して相手にケガを負わせた(賠償事故)	○	○
ジョギング中に段差で転倒してケガをした	○	○
熱中症により倒れて搬送された	○	○
履いていた樹脂製サンダルがエスカレーターに巻き込まれケガをした	○	○

スタンダードタイプが断然おススメ!



地震や津波といった天災危険は確かに恐いけど、そんな大きな被害に遭うことはないんじゃないかな?

大地震でがれきに押しつぶされるとか津波で流されるとかではなくても、就寝中に起こった揺れで家具が倒れてきて頭にケガをしたり、割れたガラスで手足を切ったりすることはたびたび報告されているのよ!



## 加入コース

必ず「加入対象者と被保険者」(15ページ)を確認のうえ、お申込みください。

(注)配偶者とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。また、未婚の子とは、これまでに婚姻歴がない子のことをいいます。詳しくは、「用語のご説明」(19ページ)をご覧ください。

## 家族コース

準組合員本人が加入すれば以下の方が保険の対象となります。

- ・準組合員本人
- ・配偶者
- ・準組合員本人またはその配偶者の、同居の親族および別居の未婚の子

## 夫婦コース

準組合員本人が加入すれば以下の方が保険の対象となります。

- ・準組合員本人
- ・配偶者

## 個人コース

加入(記名)した方のみが保険の対象となります。

- 《被保険者となれる対象者》
- ・準組合員本人
  - ・配偶者
  - ・子ども
  - ・準組合員本人またはその配偶者の両親・兄弟姉妹・その他同居の親族

## 年間保険料と保険金額

保険期間1年、団体契約による割引約43%適用(団体割引30%、過去の損害率による割引10%、団体大口割引10%)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、入院保険金支払日数変更特約(180日)、交通傷害危険増額支払特約(1.5倍支払)、熱中症危険「後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金」補償特約セット、スタンダードタイプは、天災危険補償特約セット、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット  
※熱中症危険に伴う交通事故の場合には1.5倍支払にはなりませんのでご注意ください。

## <スタンダードタイプ>充実補償で安心!

おすすめポイント:シンプルタイプの補償に加え、天災でのケガや特定感染症も補償します。

コース	家族コース						夫婦コース					個人コース			
型名	FA型	FB型	FC型	FD型	FE型	FF型	PA型	PB型	PC型	PD型	PE型	SA型	SB型	SC型	SD型
年間保険料	16,570円	32,690円	48,400円	63,480円	79,010円	93,390円	17,160円	26,180円	35,280円	43,400円	52,670円	9,110円	17,630円	25,940円	34,520円
補償額															
傷害死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	150万円	300万円	450万円	500万円	600万円	150万円	300万円	450万円	600万円
入院保険金日額	1,400円	2,800円	4,200円	5,400円	6,900円	7,700円	2,700円	4,300円	5,600円	7,600円	9,000円	2,400円	5,000円	7,700円	10,400円
通院保険金日額	800円	1,700円	2,550円	3,400円	4,200円	5,100円	1,700円	2,400円	3,200円	4,000円	5,000円	1,500円	3,200円	4,800円	6,500円
手術保険金	<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍														
個人賠償責任	1事故最高 3億円 自己負担額なし(注)														

## <シンプルタイプ>

コース	家族コース						夫婦コース					個人コース			
型名	F1型	F2型	F3型	F4型	F5型	F6型	P1型	P2型	P3型	P4型	P5型	S1型	S2型	S3型	S4型
年間保険料	13,890円	27,240円	40,180円	52,700円	65,480円	77,510円	14,530円	21,880円	29,350円	36,030円	43,770円	7,910円	15,120円	22,140円	29,390円
補償額															
傷害死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	150万円	300万円	450万円	500万円	600万円	150万円	300万円	450万円	600万円
入院保険金日額	1,400円	2,800円	4,200円	5,400円	6,900円	7,700円	2,700円	4,300円	5,600円	7,600円	9,000円	2,400円	5,000円	7,700円	10,400円
通院保険金日額	800円	1,700円	2,550円	3,400円	4,200円	5,100円	1,700円	2,400円	3,200円	4,000円	5,000円	1,500円	3,200円	4,800円	6,500円
手術保険金	<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍														
個人賠償責任	1事故最高 3億円 自己負担額なし(注)														

※シンプルタイプでは、天災(地震、噴火またはこれらによる津波)によるケガや特定感染症は補償されません。  
※家族コース(Fタイプ)と夫婦コース(Pタイプ)は、被保険者1人あたりの補償額です。個人賠償責任については1事故あたりの補償限度額です。  
(注)個人賠償責任の「自己負担額なし」とは、支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額がないことを意味します。

## LINEで 事故連絡や保険金請求のお手続きが可能です!



LINEでの請求なら、  
仕事中など、忙しくて  
電話に出られない時でも  
大丈夫!

チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。保険会社対応時間は平日午前9時~午後5時となります。



事故連絡から保険金請求までチャットで完結  
(対象:傷害保険・個人賠償責任保険のみ)

左下の二次元コードからお手続きができます!

書類の記入・郵送が不要で24時間いつでも連絡可能です!

証券番号 912516R304と  
最後に「特別区職員互助組合」と入力してください!



# 傷害保険

(個人賠償責任補償特約セット) (傷害総合保険)

ご加入に際して特に確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みください。  
 準組合員以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

## 傷害保険(個人賠償責任補償特約)の契約概要

商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

概要	傷害保険
	日本国内・国外、就業中・就業外を問わず、保険期間中に発生した事故によりケガをした場合に補償します。事故とは急激かつ偶然な外来の事故によるものをいいます。交通事故等によるケガ(下記<表1>参照)の場合は、「年間保険料と保険金額の一覧表」(14ページ参照)の補償額の1.5倍の補償となります(個人賠償責任補償を除きます。)
<b>加入対象者と被保険者</b> (注) 「同居」とは同居を同じくすることをいい、同一建物に居住していることを指します。同一敷地内の「離れ」は同一建物とみなしますが、アパートなどの明確な区分のある別戸室にそれぞれ住んでいる場合や、二世帯住宅として建物内部が行き来できず明確に世帯が区分されている場合は「同居」とはなりません。  (注) 健康告知は不要です。	<p><b>準組合員が令和7年7月1日現在満75歳以下の方</b>                      ※準組合員が満75歳を超えると、保険期間終了後自動的に脱退となります。                      ※加入対象者のどなたかが前契約(保険期間：令和6年7月1日～令和7年7月1日)の傷害保険(本契約(保険期間：令和7年7月1日～令和8年7月1日)が準組合員保険契約2年度目以降である場合は、入院サポート保険も可)に1年を通して加入していた場合に加入できます(前契約には現職・組合員として加入していた契約も含みます。)</p> <p><b>傷害保険</b>                      &lt;家族コース&gt; FA～FF、F1～F6                      加入対象者……………準組合員                      被保険者の範囲……………準組合員、配偶者、準組合員またはその配偶者の同居の親族(※)                      (準組合員以外は) 準組合員またはその配偶者の別居の未婚の子(無記名) (※)6親等内の血族・3親等内の姻族、親族の範囲は下記&lt;表2&gt;参照</p> <p>被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。                      &lt;夫婦コース&gt; PA～PE、P1～P5                      加入対象者……………準組合員                      被保険者の範囲……………準組合員・配偶者(配偶者は無記名)                      被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。                      &lt;個人コース&gt; SA～SD、S1～S4                      加入対象者…準組合員、配偶者、こども、準組合員または配偶者の両親、兄弟姉妹、その他の同居の親族                      被保険者……上記の方のうち、記名した方。</p> <p><b>個人賠償責任補償</b>                      各コース共通で以下の方が被保険者となります。                      ①本人(記名被保険者)                      ②本人の配偶者                      ③本人またはその配偶者の同居(注)の親族(※)                      ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子                      ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。                      ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。                      なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>

### <表1> 交通事故等の範囲

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

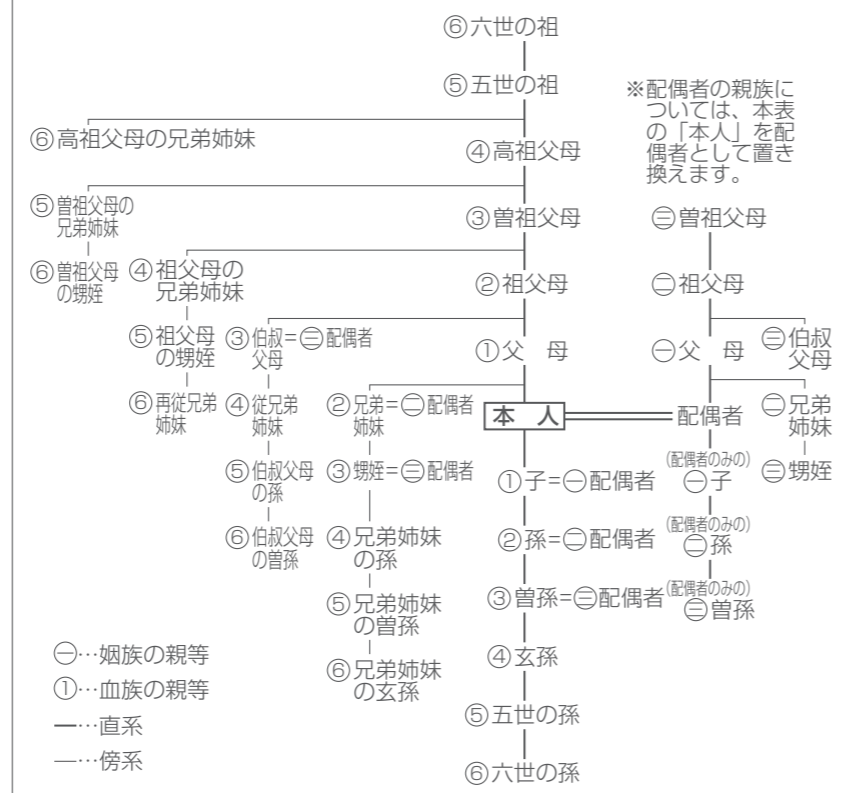
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故
- ③駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災

など  
 (※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

### <表2> 親族の範囲



保 険 金 者	傷害保険
	①死亡保険金……………法定相続人 ②後遺障害保険金…被保険者(ケガをしたご本人) ③入院保険金……………被保険者(ケガをしたご本人) ④手術保険金……………被保険者(ケガをしたご本人) ⑤通院保険金……………被保険者(ケガをしたご本人) ※被保険者が未成年の場合は親権者による保険金請求となります。 ※死亡保険金以外の保険金も、被保険者が死亡した場合は法定相続人が受取人となります。
<b>個人賠償責任補償</b>	損害賠償金および費用(訴訟費用など)……被保険者(事故をおこしたご本人) ※被保険者が未成年または責任無能力者の場合は親権者およびその他の法定の監督義務者ならびに監督義務者に代わって被保険者を監督する方が保険金請求者となります。
脱 退	①加入対象年齢を超過した場合 ●準組合員が、保険始期日(令和7年7月1日)現在満76歳の場合は、自動的に脱退となります。 ②上記1以外の脱退の場合 ●保険期間の途中での脱退(全部・一部)は可能です。特別区職員互助組合事業課保険係(TEL 03-5210-9812~15.9820(直通))にご連絡ください。 ※脱退は月ごとの取扱いとなり、保険料の精算も月ごととなります。
保 険 金 を お 支 払 い す る 主 な 場 合	<p><b>傷害保険</b>                      被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。スタンダードタイプの場合は、特定感染症危険[後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金]補償特約の対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。</p> <p>●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p><b>「急激かつ偶然な外来の事故」について</b>                      ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。                      ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。                      ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。                      (注)批ずれ、車酔い、しもやけ、野球肘、テニス肩、職業病等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p> <p>★熱中症危険[後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金]補償特約がセットされているため、熱中症(日射または熱射)で、被保険者が後遺障害を被ったとき、入院したとき、手術を受けたとき、または通院したときに補償します(死亡は補償しません。)                      ※熱中症危険に伴う交通事故の場合には、1.5倍支払にはなりませんのでご注意ください。                      ★スタンダードタイプに加入の場合は、シンプルタイプの補償に加え、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。                      ★スタンダードタイプに加入の場合は、シンプルタイプの補償に加え、特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。                      ★交通事故等によるケガは、交通傷害危険増額支払特約(1.5倍支払)がセットされているため、14ページ「保険料と保険金額」の一覧表の保険金額の1.5倍の補償になります。交通事故等の範囲は15ページ&lt;表1&gt;「交通事故等の範囲」をご覧ください。</p>
死 亡 保 険 金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                         死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額                     </div>
後 遺 障 害 保 険 金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします(20ページ<表3>参照)。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                         後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)                     </div>
入 院 保 険 金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                         入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(180日(※)限度)                     </div> (※)「入院保険金支払限度日数変更特約(180日)」をセットしています。
手 術 保 険 金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。 ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づつケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>手術(重大手術(※3)以外)                          &lt;入院中に受けた手術の場合&gt;手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍)                          &lt;外来で受けた手術の場合&gt;手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)                          重大手術(※3)                          手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍)                          (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</p> </div> (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。
通 院 保 険 金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                         通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)                     </div> (注1)①通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、リョーネその他これらと同程度に固定することができるものを含む、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 ②固定期間を通院とみなさない場合の例 ●屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等を装着したとき(バスタバンド、軟性コルセット、サポーター(支柱付を含む)等) ●骨折、脱臼、腱・靱帯損傷以外の傷病名(捻挫、半月板損傷、打撲挫傷等)のとき ●ギプスやシーネによる固定の部位が指のみ等で手首・足首を含まないとき(包帯等による固定は含みません) (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 (注3)同日に複数の部位の治療または複数の医療機関において治療を受けられても、重複して通院保険金をお支払いしません。 (注4)柔道整復師(接骨院、整骨院)による治療の場合、ケガの症状・程度に応じ行われた施術は、医師の治療に準じて通院保険金をお支払いします。また鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
特 定 感 染 症 危 険 [ 後 遺 障 害 保 険 金 、 入 院 保 険 金 お よ び 通 院 保 険 金 ] 補 償 特 約	特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)特定感染症とは、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。令和6年9月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

# 傷害保険

(個人賠償責任補償特約セット) (傷害総合保険)

## 保険金をお支払いする主な場合(つつき)

### 個人賠償責任補償(注)

日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

- 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
- 被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理をさせます。に)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
- 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれたりした場合
- 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合

(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。  
ア. 本人  
イ. 本人の配偶者  
ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族  
エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりませぬ)。ただし、本人に関する事故にかぎりませぬ。  
カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりませぬ)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませぬ。  
なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(※2)次のものは「受託品」に含まれませぬ。  
・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品  
・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器  
・義歯、義肢その他これらに準ずる物  
・動物、植物  
・自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品  
・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品  
・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿  
・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品  
・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物  
・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品  
・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具  
・データやプログラム等の無体物  
・漁具  
・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物  
・不動産

(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
(※2) 1契約のみ補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 傷害保険

- 次のようなケガについては、保険金はお支払いできません。
- 故意または重大な過失。
  - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
  - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転。
  - 脳疾患、疾病または心神喪失。
  - 妊娠、出産、早産または流産
  - 外科的手術その他の医療処置
  - 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
  - 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしないシンプルタイプの場合)
  - 頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの以下のケガ等は、お支払いの対象になりませぬ。  
a. 病気または病気の影響によるもの(変形性脊椎症、椎間板症、椎間板ヘルニア、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、関節症など)  
b. 急激性のない事故によるケガ(靴ずれ、しもやけ、野球肩、疲労骨折、腱鞘炎、足底筋膜炎など)  
c. 偶然性のない事故によるケガ(まさ爪、外傷が原因の反復性関節脱臼・同一部位の繰り返しの捻挫、車酔いなど)  
d. 外來性のない事故によるケガ(腰痛症、膝内障、変形性膝関節症、肩関節周囲炎(四十肩、五十肩)、坐骨神経痛など)
  - ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
  - ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

【交通傷害危険増額支払特約(1.5倍支払)】  
⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故  
⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故  
⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故  
⑮グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故  
⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。  
(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

### 個人賠償責任補償

- 故意
- 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- 心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害  
・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為  
・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使  
・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い  
・偶然な外來の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故  
・置き忘れ(※2)または紛失  
・詐欺または横領  
・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み  
・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取

(※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。  
ア. 主たる原動力が人力であるもの  
イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート  
ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの  
エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車  
(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。  
(※3) 身体障がいにより歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

## 注意喚起情報の説明(ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと)

### ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込書兼告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(他の保険契約等(注)の加入状況、被保険者ご本人の職業または職務)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(注)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。  
\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。  
\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

### ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入申込書等に記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。))は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 傷害保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。  
「プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- 加入申込書兼告知書記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく明治安田ライフプランセンターまでご通知ください。
- ご加入内容の変更(解約・脱退など)を希望される場合は、あらかじめ特別区職員互助組合までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

### 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。  
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませぬのでご注意ください。
  - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
  - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書(自動車安全運転センター長が発行する「交通事故証明書」、駅長などが発行する「証明書」)など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上など 高等営業状況を示す帳簿(写)
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。  
(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。  
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。  
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。  
●ケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。保険会社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 責任開始期

保険責任は保険期間初日の令和7年7月1日午後4時に始まります。

### 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの「保険金をお支払いする主な場合」と「保険金をお支払いできない主な場合」(16～17ページ)をご確認ください。

# 傷害保険

(個人賠償責任補償特約セット) (傷害総合保険)

## 用語のご説明

用語	用語の定義
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術等をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

## その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

## 〈表3〉後遺障害の程度

後遺障害保険金は障害の程度に応じて「年間保険料と保険金額」の一覧表(14ページ)の死亡・後遺障害保険金額に対し、下記の割合でお支払いします。

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したものの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひざ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したものの (7) 1下肢の用を全廃したものの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外顔に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外顔に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したものの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

# 入院サポート保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

病気・ケガによる  
入院・手術の補償

満79歳まで継続できます。

団体で加入することで

30%  
割安

## この保険の特長

保険金のお支払方法等重要な事項は、入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランの契約概要およびこの保険のあらまし(契約概要のご説明)以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

① **日帰り入院※1から1回の入院につき(ケガの場合、1事故につき)最長60日まで補償!**

② **手術補償も充実!** (外来手術は入院保険金日額の5倍、入院中の手術は入院保険金日額の20倍、重大手術は入院保険金日額の40倍。対象となる手術は公的医療保険制度の対象手術となります。) ※2

③ **先進医療を受けた場合も500万円まで補償!**

④ **「介護医療保険料控除」の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減!**  
(令和6年9月現在)

※1「日帰り入院」とは、1日だけの入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをい、「入院料」の支払い有無を治療費領収書または医療費請求書で確認して判断します。  
※2 手術保険金については、28~30ページ(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合)をご覧ください。

## 補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
入院保険金 (疾病入院保険金) (傷害入院保険金)	<p>病気(精神障害を含みます。)やケガにより、国内外で入院した場合に、入院1日目から、入院保険金日額を入院日数分お支払いします。病気は1入院(注)あたり、ケガは1事故につき60日限度で、通算の支払日数の制限はありません。 (注)「1入院」については、36ページ「用語のご説明」の「1回の入院」をご覧ください。</p> <p>ご加入時に選択できる入院保険金日額 <b>3,000円 5,000円 7,000円 10,000円 15,000円</b></p> <p><b>入院保険金: 入院保険金日額 × 入院日数</b></p>
手術保険金 (疾病手術保険金) (傷害手術保険金)	<p>病気やケガにより所定の手術(日帰り手術を含みます。)を受けられた場合に、入院保険金日額の5倍・20倍・40倍(※)の手術保険金をお支払いします。(一部の手術を除き支払回数制限はありません。) (※)外来の手術:5倍、入院中の手術:20倍、重大手術:40倍。「重大手術」の範囲は、28~29ページをご覧ください。</p> <p><b>手術保険金: 入院保険金日額 × 所定の倍率(5倍・20倍・40倍)</b></p>
先進医療等 費用保険金	<p>病気やケガにより、日本国内で先進医療や臓器移植術に要した費用等をお支払いします。(500万円限度)</p> <p><b>先進医療:</b> 「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</a>)</p> <p><b>臓器移植:</b> 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定に基づいて摘出された臓器によって行われる移植術をいいます。</p>

※保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合等重要な事項が28ページ以降に記載されていますので、必ずご覧ください。  
※すでにご加入いただいている契約で保険金を受け取っている場合であっても「脱退」する必要はありません。ただし、補償を増額することはできません。(健康告知の「はい」に該当する場合)


## 保険金お支払例

Kさんは右眼の白内障で4日間入院、手術

- 加入例 KさんはN10型に加入
- 保険金額 入院保険金日額 10,000円

支払保険金の計算  
入院保険金 10,000円 × 4日 = 40,000円  
手術保険金 10,000円 × 20倍 = 200,000円

**支払保険金 240,000円**

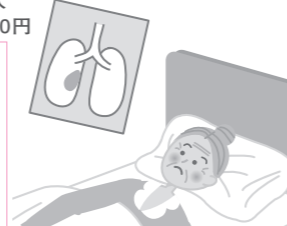


Nさんは肺がんで15日間入院、手術(「重大手術」に該当)

- 加入例 NさんはN15型に加入
- 保険金額 入院保険金日額 15,000円

支払保険金の計算  
入院保険金 15,000円 × 15日 = 225,000円  
手術保険金 15,000円 × 40倍 = 600,000円

**支払保険金 825,000円**



## 加入対象者

準組合員・配偶者・子ども 満79歳まで

必ず「加入対象者」(27ページ)を確認のうえ、お申込みください。  
(注)配偶者とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。詳しくは、「用語のご説明」(36ページ)をご確認ください。

## 年間保険料と保険金額

(保険期間1年、団体割引30%、先進医療等費用:500万円限度、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

### ●準組合員・配偶者・子ども共通

型	N3型	N5型	N7型	N10型	N15型	
入院保険金日額	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円	15,000円	
手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍					
保険始期日時点の満年齢(年間保険料)	0~24歳 H12.7.2生~	3,760円	5,990円	8,220円	11,540円	17,110円
	25~29歳 H7.7.2~H12.7.1生	4,560円	7,310円	10,090円	14,200円	21,100円
	30~34歳 H2.7.2~H7.7.1生	5,330円	8,600円	11,870円	16,760円	24,940円
	35~39歳 S60.7.2~H2.7.1生	5,580円	9,010円	12,470円	17,600円	26,200円
	40~44歳 S55.7.2~S60.7.1生	5,880円	9,510円	13,150円	18,600円	27,690円
	45~49歳 S50.7.2~S55.7.1生	6,960円	11,320円	15,690円	22,220円	33,110円
	50~54歳 S45.7.2~S50.7.1生	8,600円	14,030円	19,480円	27,630円	41,250円
	55~59歳 S40.7.2~S45.7.1生	11,720円	19,250円	26,800円	38,080円	56,910円
	60~64歳 S35.7.2~S40.7.1生	15,520円	25,580円	35,650円	50,730円	75,890円
	65~69歳 S30.7.2~S35.7.1生	21,860円	36,140円	50,440円	71,850円	107,570円
70~74歳 S25.7.2~S30.7.1生	31,880円	52,850円	73,820円	105,260円	157,700円	
75~79歳 S20.7.2~S25.7.1生	41,320円	68,570円	95,840円	136,720円	204,870円	

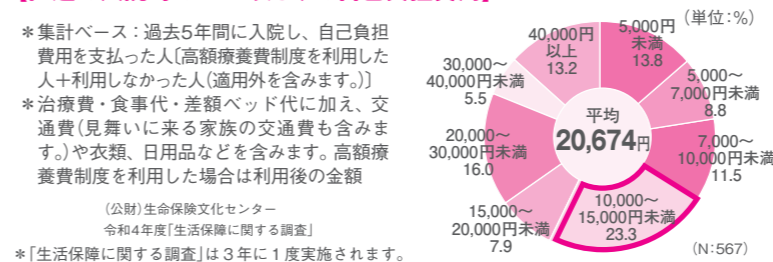
※年齢は、保険始期日(令和7年7月1日)現在の満年齢です。保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。  
※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。  
※加入対象者(被保険者となれる方)は準組合員・配偶者・子どもで、満79歳までの方が対象となります。  
※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。  
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。  
※本保険は介護医療保険料控除の対象となります(令和6年9月現在)。

【告知の大切さについてのご説明】  
○告知書はお客さま(保険の対象になる方)ご自身がありのままをご記入ください。準組合員のご家族(配偶者・子ども)の方が被保険者となる場合は、被保険者となるご家族に代わって準組合員がご自身のまゝを記入してください。  
口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。  
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけません。  
「注意喚起情報のご説明(ご加入に際して、特にご注意くださいこと)」(34~35・38~39ページ)を必ずお読みください。  
○被保険者の追加や増額をご検討の方は、募集時に配布される「加入申込書兼告知書」をご確認ください。

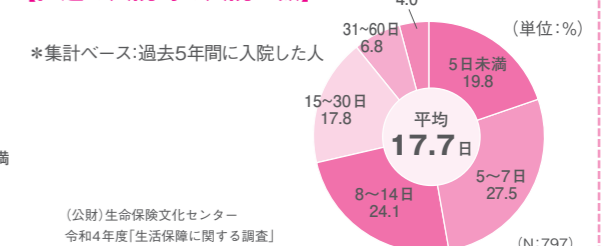
## 必見!ワンポイント情報

●生命保険文化センターの調査によると、入院時の1日あたりの自己負担費用の分布は「10,000円~15,000円未満」が23.3%と最も高くなっています。入院サポート保険では、N10型、N15型へのご加入をおすすめします!

### 【直近の入院時の1日あたりの自己負担費用】



### 【直近の入院時の入院日数】



# がん保険

(新・団体医療保険)(医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険)

## がんによる 入院・手術の補償

がんの外来治療にも  
対応しています!!

保険金のお支払方法等重要な事項は、入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランの契約概要およびこの保険のあらまし(契約概要のご説明)以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

### この保険の 特長

- 1 **がんと診断確定された場合、がん診断保険金を何度でもお受け取り!**  
(2回目以降の再発、転移、新たながんでも診断保険金を何度でもお受け取りいただけます。ただし診断保険金は2年に1回が限度です。詳細は27~36ページをご覧ください。)
- 2 **がんで入院した場合、入院日数を無制限で補償。  
手術についても充実補償!**
- 3 **入院せず外来治療を受けたときも補償!(120日限度)**
- 4 **上皮内がんはもちろん補償!**
- 5 **「介護医療保険料控除」の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減!**  
(令和6年9月現在)

団体で加入することで  
**30%  
割安**  
(団体割引30%適用)

### 補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
がん診断保険金	初めてがんと診断確定された場合にお支払いします。また支払後失効せず、支払事由に該当した場合、再度お支払いします。ただし、2年に1回が限度です。 <b>がん診断保険金=100万円</b>
がん入院保険金	がんと診断確定され、入院をした場合に、がん入院保険金日額を入院日数分お支払いします。 <b>がん入院保険金=がん入院保険金日額×入院日数</b>
がん手術保険金	がんと診断確定され、手術を受けた場合に、がん入院保険金日額の5倍、20倍、40倍(*)の手術保険金をお支払いします。 (*)外来の手術:5倍、入院中の手術20倍、重大手術40倍。「重大手術」の範囲は、30ページをご覧ください。 <b>がん手術保険金=がん入院保険金日額×所定の倍率(5倍・20倍・40倍)</b>
がん外来治療保険金	がんと診断確定され、外来治療を行った場合に、がん外来治療保険金日額を外来治療を受けた日数分お支払いします(120日限度)。 <b>がん外来治療保険金=がん外来治療保険金日額×外来治療日数</b>

※保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合等重要な事項が30ページ以降に記載されていますので、必ずご覧ください。

### 保険金お支払例

入院サポート保険N10型に加入していた方(62歳)が、胃がんと診断確定され、20日間入院し、退院後20日間外来治療を受けたケース

【入院サポート(N10型)に加入】

■入院サポート保険 入院保険金	10,000円×20日=200,000円
<b>合計</b>	<b>200,000円</b>
【保険料】	入院サポート保険 50,730円/年



【がん保険(G10型)に加入すると】

■入院サポート保険 入院保険金	10,000円×20日=200,000円
■がん保険 がん診断保険金	1,000,000円
がん入院保険金	10,000円×20日=200,000円
がん外来治療保険金	7,000円×20日=140,000円
<b>合計</b>	<b>1,540,000円</b>
【保険料】	入院サポート保険 50,730円/年 がん保険 37,350円/年 <b>合計 88,080円/年</b>

### 加入対象者

準組合員・配偶者・子ども 満79歳まで

必ず「加入対象者」(27ページ)を確認のうえ、お申込みください。

(注)配偶者とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。詳しくは、「用語のご説明」(36ページ)をご確認ください。

### 単独加入もOK!

これまでがん保険は入院サポート保険に加入している方だけが追加ができましたが、単独でも加入できるように加入要件が緩和されました。

### 年間保険料と保険金額

(保険期間1年、団体割引30%、がん診断保険金100万円、がん外来治療保険金支払特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

#### ●組合員・配偶者・子ども共通

型	G3型	G5型	G7型	G10型	G15型	
がん診断保険金	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
がん入院保険金日額	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円	15,000円	
手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍					
がん外来治療保険金日額	2,100円	3,500円	4,900円	7,000円	10,500円	
保険始期日時点の満年齢(年間保険料)	0~24歳 H12.7.2~ H12.7.2~	860円	960円	1,060円	1,210円	1,460円
	25~29歳 H7.7.2~H12.7.1生	900円	1,040円	1,150円	1,350円	1,660円
	30~34歳 H2.7.2~H7.7.1生	1,790円	2,040円	2,290円	2,660円	3,280円
	35~39歳 S60.7.2~H2.7.1生	2,650円	3,000円	3,360円	3,890円	4,780円
	40~44歳 S55.7.2~S60.7.1生	3,770円	4,400円	5,030円	5,980円	7,570円
	45~49歳 S50.7.2~S55.7.1生	7,240円	8,320円	9,400円	11,030円	13,740円
	50~54歳 S45.7.2~S50.7.1生	11,830円	13,630円	15,440円	18,140円	22,670円
	55~59歳 S40.7.2~S45.7.1生	16,660円	19,350円	22,040円	26,080円	32,820円
	60~64歳 S35.7.2~S40.7.1生	22,980円	27,080円	31,190円	37,350円	47,620円
	65~69歳 S30.7.2~S35.7.1生	33,990円	39,840円	45,690円	54,460円	69,090円
70~74歳 S25.7.2~S30.7.1生	42,040円	49,510円	56,990円	68,210円	86,900円	
75~79歳 S20.7.2~S25.7.1生	48,980円	57,810円	66,640円	79,900円	102,000円	

※年齢は、保険始期日(令和7年7月1日)現在の満年齢です。保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。  
※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。  
※加入対象者(被保険者となる方)は準組合員・配偶者・子どもで、満79歳までの方が対象となります。  
※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。  
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。  
※本保険は介護医療保険料控除の対象となります(令和6年9月現在)。

#### 【告知の大切さについてのご説明】

- 告知書はお客さま(保険の対象になる方)ご自身があるのままをご記入ください。準組合員のご家族(配偶者・子ども)の方が被保険者となる場合は、被保険者となるご家族に代わって準組合員があるのままを記入してください。口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。「注意喚起情報の説明(ご加入に際して、特にご注意ください)」(34~35、38~39ページ)を必ずお読みください。
- 被保険者の追加や増額をご検討の方は、募集時に配布される「加入申込書兼告知書」をご確認ください。



### 必見!ワンポイント情報

- 男性は65.0%、女性は50.2%と、男女ともにおおよそ2人に1人が一生のうちにがんにかかると言われてます。出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2022」
- がんにかかる確率は年々増加傾向にありますが、がんで亡くなる確率は減少しており、がんは早期発見で治せる病気へと変化しています。出典：国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター

保険金のお支払方法等重要な事項は、入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランの契約概要およびこの保険のあらまし(契約概要のご説明)以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

団体に加入することで

**30%  
割安**

### この保険の特長

- 1 被保険者が疾病や傷害等により公的介護保険制度の要介護2~5の認定を受けた場合または、損保ジャパン所定の要介護状態に該当し90日を超えて継続した場合に一時金が支払われます。
- 2 準組合員本人だけではなく配偶者、子ども、両親、兄弟や同居の親族まで加入可能。
- 3 一時金の設定プランは5つ
- 4 新規のご加入は満79歳以下まで。満89歳まで継続が可能です。(ただし満89歳まで継続可能な型はK1型からK3型までに限られます。)

(団体割引30%適用)

被保険者  
満65歳~69歳  
K1型に加入の場合

団体契約で **30%割引**

年間保険料 **6,000円**

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

### 介護一時金

## 100万円(K1型)

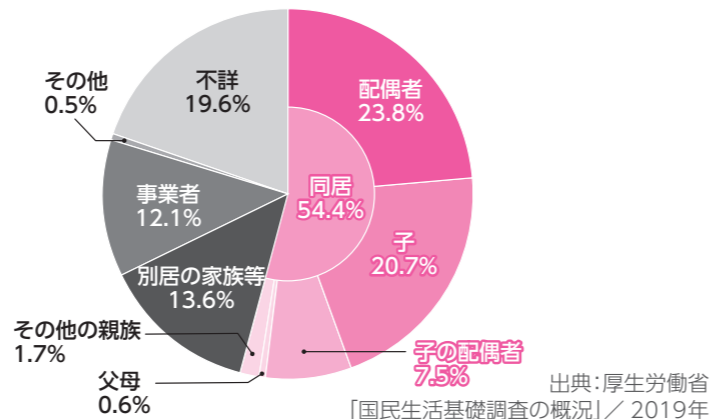
公的介護保険の**要介護2~5認定の場合**\*にお支払い

\*公的介護保険制度の要介護2~5の認定を受けた場合または、損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、所定の日数を超えて継続した場合にお支払いします。保険金をお支払いする場合およびお支払いできない場合の詳細につきましては、パンフレットの31ページ以降を必ずご覧ください。

### 要介護者との続柄

## 1位 同居している配偶者

2位 同居している子  
3位 同居している子の配偶者



### 介護にかかる平均費用

## 約580万円

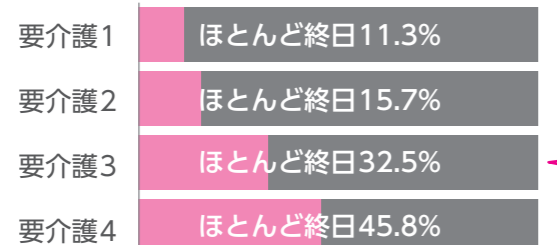
※過去3年間に介護経験がある人への調査  
※生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2021(令和3)年度を参考に作成

初期費用 約74万円

月々の平均費用 約8.3万円×61か月



### 要介護度別の同居の主な介護時間



出典:厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

もしご自身の生活で介護が必要になったら、**家族に負担をかけてしまう**ことは避けられません。

要介護2を超えると同居者の日々の介護時間が大きく上がります。



### 年間保険料と保険金額

(保険期間1年、団体割引30%)

型	K1型	K2型	K3型	K5型	K7型
一時金	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円
0~24歳	70円	140円	210円	350円	490円
25~29歳	70円	140円	210円	350円	490円
30~34歳	70円	140円	210円	350円	490円
35~39歳	70円	140円	210円	350円	490円
40~44歳	170円	340円	500円	840円	1,170円
45~49歳	420円	840円	1,250円	2,090円	2,920円
50~54歳	840円	1,670円	2,500円	4,170円	5,830円
55~59歳	1,750円	3,500円	5,250円	8,740円	12,240円
60~64歳	3,500円	7,000円	10,490円	17,480円	24,480円
65~69歳	6,000円	11,990円	17,980円	29,970円	41,950円
70~74歳	12,740円	25,470円	38,210円	63,680円	89,150円
75~79歳	26,720円	53,440円	80,160円	133,590円	187,020円
80~84歳	53,770円	107,540円	161,300円	—	—
85~89歳	100,380円	200,760円	301,130円	—	—

※年齢は、保険始期日(令和7年7月1日)現在の満年齢です。保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。  
 ※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。  
 ※加入対象者(被保険者となれる方)は準組合員・配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹・同居の親族で、満89歳までの方が対象となります。(新規加入は満79歳まで)  
 ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。  
 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。  
 ※本保険は介護医療保険料控除の対象となります(令和6年9月現在)。

**【告知の大切さについてのご説明】**

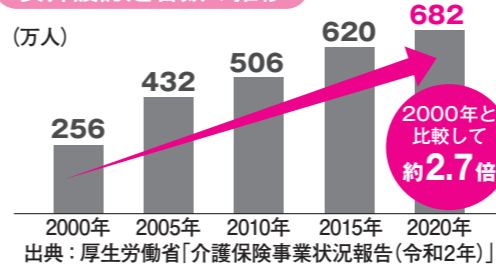
○告知書はお客さま(保険の対象になる方)ご自身がありのままをご記入ください。準組合員のご家族(配偶者・子ども等)の方が被保険者となる場合は、被保険者となるご家族に代わって準組合員が有るままを記入してください。口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。  
 ○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけません。  
 「注意喚起情報のご説明(ご加入に際して、特にご注意ください)」(34~35・38~39ページ)を必ずお読みください。  
 ○被保険者の追加や増額をご検討の方は、募集時に配布される「加入申込書兼告知書」をご確認ください。

### 必見!ワンポイント情報

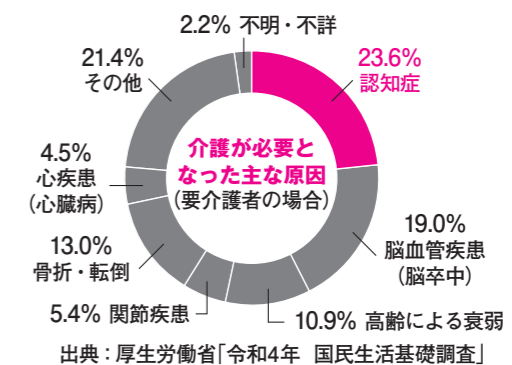
## 「介護」は他人事と思っていないですか。

今後、高齢化の進展にともない要介護認定者数は、ますます増加する見込みです。

### 要介護認定者数の推移



厚生労働省によると、要介護(要支援)認定者数は2020年度は約682万人となり、公的介護保険制度がスタートした2000年に比べると、認定者数は約2.7倍に増えています。



介護が必要となる原因は認知症が最多です。

# 入院サポート保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

# がん保険

(新・団体医療保険)(医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険)

# 介護一時金プラン

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

ご加入に際して特に確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みください。  
準組合員以外の被保険者（保険の対象とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

## 契約概要

■商品の仕組み:この商品は、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約、介護一時金支払特約、等各種特約をセットしたものです。

	入院サポート保険	がん保険
<b>加入対象者</b>	保険始期日(令和7年7月1日)現在、満79歳以下の準組合員、配偶者、子ども。保険始期日で満80歳の方は自動的に脱退となります。	
<b>(注)</b>	※加入対象者のどなたかが前契約(保険期間:令和6年7月1日～令和7年7月1日)の入院サポート保険(本契約(保険期間:令和7年7月1日～令和8年7月1日)が準組合員保険契約2年度目以降である場合は、傷害保険も可)に1年を通して加入して加入した場合に加入できます(前契約には現職・組合員として加入していた契約も含まれます。)	※加入対象者のどなたかが前契約(保険期間:令和6年7月1日～令和7年7月1日)の入院サポート保険がん補償充実特約(本契約(保険期間:令和7年7月1日～令和8年7月1日)が準組合員保険契約2年度目以降である場合は、入院サポート保険または傷害保険も可)に1年を通して加入していた場合に加入できます(前契約には現職・組合員として加入していた契約も含まれます。)
<b>被保険者</b>	加入申込書に記名した方が被保険者になります。	
<b>加入条件</b>	1. 被保険者を追加する場合または入院保険金日額の高い型に変更する場合いずれも加入申込書で健康告知が必要です。下記(1)(2)の質問の回答がすべてに「いいえ」の場合に、被保険者追加または入院保険金日額の高い型に変更することができます。 2. 前年と同じ型に継続加入する場合、前年より入院保険金日額の低い型に変更して加入する場合は、前年に保険金の支払いを受けていても、健康告知は不要です。 ※健康告知の内容が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできないことがあります。 ※告知に関する詳細な説明については加入申込書兼告知書を参照ください。 ※告知に関する質問は引受保険会社の損保ジャパンまでお問い合わせください。	1. 被保険者を追加する場合または入院保険金日額の高い型に変更する場合いずれも加入申込書で健康告知が必要です。下記、(1)の質問の回答が「いいえ」の場合に、被保険者追加または入院保険金日額の高い型に変更することができます。 2. 前年と同じ型に継続加入する場合、前年より入院保険金日額の低い型に変更して加入する場合は、前年に保険金の支払いを受けていても、健康告知は不要です。 ※健康告知の内容が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできないことがあります。 ※告知に関する詳細な説明については加入申込書兼告知書を参照ください。 ※告知に関する質問は引受保険会社の損保ジャパンまでお問い合わせください。
<b>保険金請求者</b>	被保険者 ※被保険者が未成年の場合は親権者による保険金請求となります。 ※被保険者が死亡した場合は法定相続人が保険金受取人になります。	
<b>脱退</b>	①加入対象年齢を超過した場合、以下の方は自動的に脱退となります。 ・準組合員・配偶者・子ども：保険始期日(令和7年7月1日)現在、満80歳の方 ②上記①以外の脱退の場合 ・保険期間の途中での脱退(全部・一部)は可能です。特別区職員互助組合事業課保険係にご連絡ください。 ※脱退は月ごとの取扱いとなり、保険料の精算も月ごととなります。	

## 介護一時金プラン

<b>加入対象者</b>	保険始期日(令和7年7月1日)現在、満79歳以下の組合員、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、その他同居の親族(新規の場合は満79歳以下、継続加入の場合は満89歳までの方が対象となります。)
<b>被保険者</b>	加入申込書の被保険者欄に記入された方が被保険者となります。
<b>加入条件</b>	1. 新規加入、被保険者を追加する場合または介護一時金額の高い型に変更する場合いずれも健康告知が必要です。質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。 2. 前年と同じ型に継続加入する場合、前年より介護一時金額の低い型に変更して加入する場合は、前年に保険金の支払いを受けていても、健康告知は不要です。
<b>保険金請求者</b>	被保険者 ※被保険者が未成年の場合は親権者による保険金請求となります。 ※被保険者が死亡した場合は法定相続人が保険金受取人になります。
<b>脱退</b>	①加入対象年齢を超過した場合 以下の方は自動的に脱退となります。 ・組合員・配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹、その他同居の親族 : 次回の保険始期日時点で満90歳の方 ②上記①以外の脱退の場合 ・保険期間の途中での脱退(全部・一部)は可能です。特別区職員互助組合へご連絡ください。 ※脱退は月ごとの取扱いとなり、保険料の精算も月ごととなります。

## 入院サポート保険

【疾病保険特約】被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。  
【傷害保険特約】被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。 )によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

■ <b>疾病</b>	<b>疾病入院保険金</b>	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院(36ページ「用語のご説明」参照、以下同様とします。)につき60日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$
	<b>疾病手術保険金</b>	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 <sup>(※1)</sup> を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術 <sup>(※3)</sup> 以外) <入院中に受けた手術の場合> $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 20(\text{倍})$ <外来で受けた手術の場合> $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ 重大手術 <sup>(※3)</sup> $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 40(\text{倍})$ (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的全整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりず。 (2) 骨髄幹細胞採取手術(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。  
 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額  
 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

■ <b>傷害</b>	<b>傷害入院保険金</b>	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき60日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき、傷害入院保険金日額をお支払いします。 $\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$
-------------	----------------	--

【入院サポート保険】  
保険金をお支払いする主な場合

入院サポート保険

がん保険

介護一時金プラン

入院サポート保険

がん保険

介護一時金プラン

# 入院サポート保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

# がん保険

(新・団体医療保険)(医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険)

# 介護一時金プラン

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

【入院サポート保険】  
保険金をお支払いする主な場合  
(続)

■ 傷害 (続き)	<p>保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)</p>
	<p>手術(重大手術(※3)以外) &lt;入院中に受けた手術の場合&gt; 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×20(倍) &lt;外来で受けた手術の場合&gt; 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術(※3) 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・修復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p>

■ 先進医療等費用補償特約	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額(500万円)を限度にお支払いします。</p> <p>(※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</a>)</p>
---------------	--

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。  
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

■ 疾病	<p>【疾病保険特約】</p> <p>疾病入院保険金</p> <p>疾病手術保険金</p> <p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関し行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
------	---

■ 傷害	<p>【傷害保険特約】</p> <p>傷害入院保険金</p> <p>傷害手術保険金</p> <p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。) 間の事故</p>
------	--

■ 先進医療等費用補償特約	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦妊娠、出産 ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑨自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。) 間の事故</p>
---------------	---

【入院サポート保険】  
保険金をお支払いできない主な場合

【がん保険】  
保険金をお支払いする主な場合

がん保険	
がん診断保険金	<p>被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始した場合等に保険金をお支払いします。</p> <p>保険期間中に初めてがん診断確定された場合、またはがん診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にごんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。</p>
がん入院保険金	<p>保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>がん入院保険金の額=がん入院保険金日額×入院した日数</p>
がん手術保険金	<p>保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術(重大手術(※3)以外) &lt;入院中に受けた手術の場合&gt;がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×20(倍) &lt;外来で受けた手術の場合&gt;がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術(※3) がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・修復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④脊髄(せきずい)腫(悪性)摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植術にかぎります。</p> <p>がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についての手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>
がん外来治療保険金	<p>保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、120日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。</p> <p>なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。</p> <p>がん外来治療保険金の額=がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。  
①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額  
②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

【がん保険】  
保険金をお支払いできない主な場合

<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※)を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。) ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院</p> <p>(※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p>
---



# 入院サポート保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

# がん保険

(新・団体医療保険)(医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険)

# 介護一時金プラン

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

## 介護一時金プラン

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。  
 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。(※1)  
 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合(※2)  
 ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※3)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含め90日を超えて継続した場合  
 (※1) この場合、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。  
 (※2) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。  
 (※3) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。  
 損保ジャパンが定める所定の要介護状態の基準につきましては、上記の公式ウェブサイト掲載の約款集から抜粋して以下のとおり記載しますのでご参照ください。  
 (注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護認定を受けた場合を除きます。  
 ①疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額  
 ②被保険者が要介護認定を受けた日の支払条件により算出された保険金の額

＜約款集からの抜粋＞  
 損保ジャパンが定める所定の要介護状態について  
 当社は、被保険者が次の①から④までに定める要介護状態区分(注1)のいずれかに該当する状態(注2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて保険証券記載の介護一時金支払対象外日数を超えて継続した場合は、介護一時金支払特約、医療保険基本特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の介護一時金保険金額を保険金として被保険者に支払います。  
 ① 要介護状態区分A-1  
 次のア、およびイ、のいずれにも該当する状態をいいます。  
 ア. 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1に規定する全面的な介護を要する状態にあること。  
 イ. 別表2の(1)から(4)までに規定するいずれの行為の際にも、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。  
 ② 要介護状態区分A-2  
 ①に該当しない状態であって、次のア、およびイ、のいずれにも該当する状態をいいます。  
 ア. 別表3に規定する問題行動が10項目以上みられる状態にあること。  
 イ. 別表2の(1)から(4)までに規定するいずれの行為の際にも、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。  
 ③ 要介護状態区分B-1  
 ①および②に該当しない状態であって、次のア、からウ、までのいずれにも該当する状態をいいます。  
 ア. 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。  
 イ. 別表2の(1)から(4)までに規定する行為のうち2項目以上の行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。  
 ウ. 別表2の(1)から(4)までに規定するいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。  
 ④ 要介護状態区分B-2  
 ①から③までに該当しない状態であって、次のア、からウ、までのいずれにも該当する状態をいいます。  
 ア. 別表3に規定する問題行動が5項目以上みられる状態にあること。  
 イ. 別表2の(1)から(4)までに規定する行為のうち2項目以上の行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。  
 ウ. 別表2の(1)から(4)までに規定するいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。  
 (注1) ①から④までに定める要介護状態区分  
 以下この特約において「要介護状態区分」といいます。  
 (注2) ①から④までに定める要介護状態区分(注1)のいずれかに該当する状態  
 以下この特約において「要介護状態」といいます。

別表1

	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず5m以上立った状態から歩くこと)	杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。	杖や歩行器を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。

別表2

	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
(1) 入浴	次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 介護者に抱えられなければ、一般家庭用浴槽の出入りを行うことができない。 ② 自分ではまったく洗身(浴室内でスポンジや手拭いなどに石鹸等を付けて全身を洗うこと)の行為を行うことができない。	次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 1人では一般家庭用浴槽の出入りを行うことができず、介護者が支えたり手を貸したり手助けをする必要がある。 ② 洗身の行為において、身体の一部を洗う、石鹸を付けるなど部分的に介助が必要である。
(2) 排せつ	次の①から③までのいずれかに該当する状態をいいます。 ① かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 ② 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取りの始末ができない。 ③ 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。	
(3) 清潔・整容	次の①から④までのいずれかに該当する状態をいいます。 ① 自分ではまったく口腔清潔(はみがきうがい等)の行為を行うことができない。 ② 自分ではまったく洗顔の行為を行うことができない。 ③ 自分ではまったく整髪(髪を洗う)の行為を行うことができない。 ④ 自分ではまったくつめ切りの行為を行うことができない。	次の①から④までのいずれかに該当する状態をいいます。 ① 口腔清潔の行為において、歯ブラシやうがいの水の用意、歯磨き粉を歯ブラシにつけるなど部分的に介助が必要である。 ② 洗顔の行為において、タオルを用意する、衣服が濡れていないかの確認など部分的に介助が必要である。 ③ 整髪(髪を洗う)の行為において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 ④ 両手、両足のつめ切りの一部は自分でやっているが、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど、部分的に介助が必要である。
(4) 衣服の着脱	次の①から④までのいずれかに該当する状態をいいます。 ① 自分ではまったくボタンのかけはずしを行うことができない。 ② 自分ではまったく上衣を着たり脱いだりすることができない。 ③ 自分ではまったくズボンやパンツを着たり脱いだりすることができない。 ④ 自分ではまったく靴下等を着たり脱いだりすることができない。	次の①から④までのいずれかに該当する状態をいいます。 ① ボタンのかけはずしの一部は自分でやっているが、部分的に介助が必要である。 ② 上衣の着脱の一部は自分でやっているが、上衣を常に持っている、麻痺がある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。 ③ ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分でやっているが最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。 ④ 靴下の着脱の一部は自分でやっているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。

【介護一時金プラン】  
 保険金をお支払いする主な場合  
 (続 き)

# 入院サポート保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

# がん保険

(新・団体医療保険)(医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険)

# 介護一時金プラン

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

別表3

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなどと被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行動がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。

【要介護認定を受けた日】被保険者が認定を受けた要介護認定について公的介護保険制度に基づいて申請を行った日をいいます。

【介護一時金プラン】  
保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
  - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
  - ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
  - ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
  - ⑥先天性異常
  - ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
  - ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
  - ⑨地震、噴火またはこれらによる津波
- など
- （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## 入院サポート保険・がん保険・介護一時金プラン共通 注意喚起情報の説明（ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと）

ご加入時における  
注意事項  
(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込書兼告知書の記載内容に誤りがなく十分ご確認ください。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違していると、保険契約が解除となる場合や保険金をお支払いできない場合があります。
- 加入申込書兼告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
  - （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書兼告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
    - ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
      - ・被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
      - ・告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が「告知書」にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「告知書にある病気・症状名」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
      - ・他の保険契約等（注）の加入状況
    - （注）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
  - （※）準組合員のご家族（配偶者、子ども）の方が被保険者となる場合は、被保険者となるご家族に代わって準組合員が記入、署名してください。（準組合員名で署名してください。）
- \*口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- \*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- \*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
  - （※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。
  - ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
  - \*次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
    - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
    - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。この場合において、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

# 入院サポート保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

# がん保険

(新・団体医療保険)(医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険)

# 介護一時金プラン

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

<p>ご加入時における注意事項(告知義務等)(続き)</p>	<p><b>【入院サポート保険】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始した場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。</li> </ul> <p><b>【がん保険】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。</li> <li>●がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約についてはがんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。</li> </ul> <p><b>【介護一時金プラン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。</li> </ul>																								
<p>ご加入後における留意事項(通知義務等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入申込書兼告知書記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく明治安田ライフプランセンターまでご連絡ください。</li> <li>●準組合員の配偶者・こどもが加入していて続柄に変更のあった場合、準組合員・配偶者・こどものどなたかが脱退される場合は、必ず、特別区職員互助組合事業課保険係にお申し出ください。</li> </ul>																								
<p>事故がおきた場合の取扱い ・ 保険金請求</p>	<p>保険金請求事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできない場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="311 934 1394 1507"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要となる書類</th> <th>必要書類の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類</td> <td>保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類</td> <td>傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類</td> <td>①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>保険の対象であることが確認できる書類</td> <td>売買契約書(写)、保証書 など</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>公の機関や関係先等への調査のために必要な書類</td> <td>同意書 など</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類</td> <td>示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類</td> <td>他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。 (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。</li> <li>●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。</li> </ul>		必要となる書類	必要書類の例	①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など	②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など	③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など	④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など	⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など	⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
	必要となる書類	必要書類の例																							
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など																							
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など																							
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など																							
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など																							
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など																							
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など																							
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など																							
<p>責任開始期</p>	<p>●保険責任は保険期間初日の令和7年7月1日午後4時に始まります。</p>																								
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>本パンフレットの「保険金をお支払いする主な場合」と「保険金をお支払いできない主な場合」(27～33ページ)をご確認ください。</p>																								

## 用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
外来治療(がん)	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含まれます。

## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

# 傷害保険

(個人賠償責任補償特約セット)  
(傷害総合保険)

# 入院サポート保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

# がん保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険)

# 介護一時金プラン

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

ご加入に際して特に確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みください。準組合員ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

## この保険のあらまし（契約概要の説明）

<b>保険契約者</b>	特別区職員互助組合									
<b>保険期間</b>	令和7年7月1日午後4時から令和8年7月1日午後4時まで									
<b>保険料の支払方法</b>	保険料は一時払です。6月下旬に保険料引落としの通知をさせていただき、7月上旬に指定していただいた預金口座から引落とされます。7月に引落としできなかった場合は8月に引落とされますが、引落としできなかった場合は脱退となります。なお、脱退になった旨の連絡は行いませんのでご注意ください。 ※保険料の引落とし金額は、グループ保険・三大疾病保険・傷害保険・入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランでご加入のものの合算額となります。									
<b>お手続き方法</b>	下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口までご提出ください。	※1「前年と条件を変更して加入を行う場」には、あらかじめ加入申込書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入申込書の修正方法等は有限会社共済企画センターまでお問い合わせください。 【傷害保険にご加入の場合】 (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。 ※2 告知書は、被保険者の追加や保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ご加入対象者</th> <th>お手続き方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年と同等条件のプラン(送付した加入申込書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合</td> <td>書類のご提出は不要です。更改に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。</td> </tr> <tr> <td>ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1</td> <td>前年と条件を変更する旨を記載した「加入申込書」および「告知書」※2をご提出いただけます。</td> </tr> <tr> <td>継続加入を行わない場合</td> <td>継続加入を行わない旨を記載した「加入申込書」をご提出いただけます。</td> </tr> </tbody> </table>	ご加入対象者	お手続き方法	前年と同等条件のプラン(送付した加入申込書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。更改に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入申込書」および「告知書」※2をご提出いただけます。	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入申込書」をご提出いただけます。	
ご加入対象者	お手続き方法									
前年と同等条件のプラン(送付した加入申込書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。更改に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。									
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入申込書」および「告知書」※2をご提出いただけます。									
継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入申込書」をご提出いただけます。									
<b>自動継続</b>	変更・脱退など特段のお申し出がない場合、保険金額・補償内容等は前年と同等条件にて自動継続とさせていただきます。(ただし、年齢区分の変更などにより保険金額・保険料が変更となることがあります。)保険金の請求状況等によっては、次回以降の更改契約のご加入をお断りしたり、ご加入条件を制限させていただくことがありますことをあらかじめご了承ください。									
<b>募集期間</b>	令和7年1月8日から令和7年2月3日まで（申込締切後の加入内容の変更や追加はできません。）									
<b>加入者証</b>	加入者証は、保険料の引落しがされることを前提に6月末頃に送付します。加入内容を確認し、保険期間が終了するまではこのパンフレットとともに大切に保管してください。なお、9月に入っても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。(問い合わせ先はP.39をご覧ください。)7月、8月に保険料の引落しができなかった場合は脱退となり、届いた加入者証は無効となります。なお、無効になった旨の連絡は行いませんのでご注意ください。									
<b>変更および脱退の手続き</b>	(1)コース変更 ①傷害保険 イ) 家族コース加入者 保険期間中、家族死亡または離婚により被保険者が準組合員1人となった場合、個人コースへの変更が可能です。(遡及変更不可) ロ) 夫婦コース加入者 保険期間中、配偶者死亡または離婚により被保険者が準組合員1人となった場合、個人コースへの変更が可能です。(遡及変更不可) ※いずれの場合も、既加入コースがシンプルタイプの場合には変更後のコースもシンプルタイプ、既加入コースがスタンダードタイプの場合には変更後のコースもスタンダードタイプとなります。 ②入院サポート保険・がん保険・介護一時金プラン…保険期間中のコース変更はできません。 (2)住所・保険料引落とし口座の変更…明治安田ライフプランセンター（株） TEL. 03 (5952) 8761までご連絡ください。 *住所等連絡先が不明で保険の申込書や加入者証等必要な書類が届かない場合は、脱退等不利益を被ることがありますので、ご注意ください。 (3)氏名変更 ○募集期間中…加入申込書を訂正して提出 ○それ以外…特別区職員互助組合事業課保険係にご連絡ください。 (4)脱退 保険期間の途中で脱退（解約）（全部・一部）は可能です。特別区職員互助組合事業課保険係にご連絡ください。 (5)被保険者がお亡くなりになり、保険料の返戻を行う場合は、特別区職員互助組合事業課保険係へご連絡ください。									
<b>時効</b>	保険金請求権の時効は「保険金支払事由が発生したときから3年間」です。									
<b>引受条件(保険金額等)保険料</b>	引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットの各保険種類ごとのページに記載しておりますので、ご確認ください。									
<b>満期返れい金・契約者配当金</b>	傷害保険・入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランには、満期返れい金・契約者配当金はありません。									
<b>税法上の取扱い</b>	(1)保険料…年末調整または確定申告では、入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランは介護医療保険料控除の対象となります。(令和6年9月現在) なお、令和7年7月以降の控除証明書は、加入者証に添付します。 (2)保険金 ①死亡保険金…準組合員の死亡保険金はみなし相続財産として相続税の課税対象となります。準組合員が受け取る親族の死亡保険金は、一時所得として課税されます。準組合員以外が受け取る親族の死亡保険金は、贈与税の課税対象となります。 ②その他の保険金…非課税									
<b>団体契約による割引</b>	団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。									

## 注意喚起情報のご説明(ご加入に際して、特にご注意ください)

<b>クーリングオフ</b>	この保険は特別区職員互助組合を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
<b>ご加入時における注意事項(告知義務等)</b>	●各保険種類（傷害保険・入院サポート保険・がん保険・介護一時金プラン）ごとの「注意喚起情報」に記載している「ご加入時における注意事項（告知義務等）」についても、あわせてご確認ください。
<b>ご加入後における留意事項(通知義務等)</b>	●各保険種類（傷害保険・入院サポート保険・がん保険・介護一時金プラン）ごとの「注意喚起情報」に記載している「ご加入後における留意事項（通知義務等）・事故がおきた場合の取扱い」をご確認ください。 ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口（特別区職員互助組合）にお申し出ください。 <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について> 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、特別区職員互助組合までお問い合わせください。 ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 <重大事由による解除等> ●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 <他の身体障害または疾病の影響> ●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

# 傷害保険

(個人賠償責任補償特約セット)  
(傷害総合保険)

# 入院サポート保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

# がん保険

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険)

# 介護一時金プラン

(新・団体医療保険)  
(医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

<b>責任開始期</b>	保険責任は保険期間初日の令和7年7月1日午後4時に始まります。
<b>中途脱退と中途脱退時の取扱い</b>	この保険から脱退される場合は、特別区職員互助組合事業課保険係 (TEL 03-5210-9812~15、9820、9821 (直通)) にご連絡ください。なお、脱退に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間 (保険期間のうち、いまだ過ぎていない期間) の保険料を返れいする場合があります。 (注) 傷害保険において、ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生したときにその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いする事故が発生した場合には、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。
<b>複数の保険会社による共同保険契約の締結</b>	傷害保険は以下の損害保険会社4社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。損保ジャパンは幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受割合については、特別区職員互助組合までお問い合わせください。 <b>傷害保険 引受保険会社</b> 損害保険ジャパン (株) (幹事会社) あいおいニッセイ同和損害保険 (株) 東京海上日動火災保険 (株) 三井住友海上火災保険 (株) <幹事保険会社以外 50音順> ※引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。 ※入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランの引受保険会社は損害保険ジャパン (株) のみとなります。
<b>保険会社破綻時の取扱い</b>	引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランの場合は、保険金・解約返れい金等の9割まで、傷害保険は、保険金・解約返れい金等の8割まで (ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額) が補償されます。
<b>個人情報の取扱いについて</b>	○保険契約者 (特別区職員互助組合) は、本契約に関する個人情報を、引受保険会社 (幹事) の損保ジャパンと共同取扱会社に提供します。 ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等 (外国にある事業者を含みます。) に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報 (要配慮個人情報を含みます。) の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細 (国外在住者の個人情報を含みます。) については損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 申込人 (加入者) および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。 ○保険契約者 (特別区職員互助組合) は、契約の安定的な運営のために、加入者の保険金請求状況等を引受保険会社、保険代理店等から提供を受ける場合があります。
<b>問い合わせ先 (相談・苦情・連絡窓口)</b>	●取扱代理店 有限会社 共済企画センター 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15階 TEL 0120-881-973 (通話料無料) (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで) ●引受保険会社 (幹事) 損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル12階 TEL 03-3349-5415 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで) ●保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料> 受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sompo.or.jp/) ●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。 【事故サポートセンター】 0120-727-110 受付時間 24時間365日

# ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入される保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入していること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

- 1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。**
  - ◆ **補償の内容 (保険金の種類)、セットされる特約**
  - ◆ **保険金額**
  - ◆ **保険期間**
  - ◆ **保険料、保険料払込方法**
  - ◆ **満期返れい金・契約者配当金がないこと**
- 2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。**
  - ◆ **被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。**
  - ◆ **パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。**
  - ◆ **以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。**  
【補償重複についての注意事項】  
補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。

パンフレットの該当ページ

支払事由	傷害保険	入院サポート保険	がん保険	介護一時金プラン
	13.16~17 ページ	21.27~29 ページ	23.30 ページ	25.31~33 ページ
保険金額	14 ページ	22 ページ	24 ページ	26 ページ
保険期間	37 ページ	37 ページ	37 ページ	37 ページ
保険料等	14.37 ページ	22.37 ページ	23.37 ページ	26.37 ページ

**傷害保険にご加入される場合のみご確認ください**

- ◆ **職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。**

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つるの製品製造作業、漁業作業、建設作業 (高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者 (バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者 (動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。  
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。) の方等についてはお引き受けできません。

- 3 傷害保険「家族コース」「夫婦コース」にご加入の方のみご確認ください**
  - ◆ **被保険者の範囲についてご確認ください。**  
※パンフレット14ページ「加入コース」および15ページ「加入者と被保険者」参照
  - ◆ **特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。**

契約概要	共通	傷害保険	入院サポート保険	がん保険	介護一時金プラン
	37 ページ	15~17 ページ	27~29 ページ	27.30 ページ	27.31~33 ページ
注意喚起情報	共通	傷害保険	入院サポート保険	がん保険	介護一時金プラン
	38~39 ページ	18 ページ	34~35 ページ	34~35 ページ	34~35 ページ

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体 (特別区職員互助組合) の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。  
必要に応じて、団体 (特別区職員互助組合) までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、9月以降になっても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

<b>問い合わせ先</b>	<b>取扱代理店 有限会社 共済企画センター</b> TEL 0120-881-973 (通話料無料) (土日・祝日を除くAM9:00~PM5:00) <b>引受保険会社(幹事) 損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課</b> TEL 03-3349-5415 (土日・祝日を除くAM9:00~PM5:00)
---------------	--

傷害保険

入院サポート保険

がん保険

介護一時金プラン

傷害保険

入院サポート保険

がん保険

介護一時金プラン



**入院サポート保険**  
**がん保険**  
**介護一時金プラン**

告知の前にご一読ください

「健康状態に関する告知」にあたって  
ご注意ください

## 正しく告知していただくことは大変重要です。

- 告知していただいた内容にしたがって、お引き受けの可否が決まります。
- 正しく告知していただきませんと、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知書は、損害保険加入申込書兼告知書の「健康状態に関する告知質問事項「ご回答」の際の注意事項」をご確認いただきながら、必ず準組合員ご本人が事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入(告知)ください。

### 1 告知の重要性

- ◆告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ◆口頭で説明し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- ◆損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

### 2 正しく告知されなかった場合のデメリット

- ◆ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- ◆また、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に保険金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ◆ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生している場合でも保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

### 3 始期前の発病による無責の取扱い

- ◆ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする保険金の支払事由(入院や手術など)については、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- ※1 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- ※2 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

「損害保険加入申込書兼告知書」の『健康状態に関する告知質問事項「ご回答」の際の注意事項』を本ページとあわせてよくお読みください。

※損害保険加入申込書兼告知書の「本人控」は重要な書類ですので、大切に保管ください。

\*代理告知について

申込人ご本人(準組合員ご本人)以外のご家族(配偶者、子ども等)が加入される場合は、申込人ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、加入されるご家族に代わって、ご記入・ご署名してください。

ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ24-10105 (令和6年11月11日作成)

生命保険

損害保険

グループ保険

三大疾病保険

傷害保険

入院サポート保険

がん保険

介護一時金プラン



## Q.1 準組合員の保険は何歳まで継続できるのでしょうか？

A.1

保険ごとに取扱いが違うので、生命保険(グループ保険、三大疾病保険)の場合と損害保険(傷害保険、入院サポート保険、がん保険、介護一時金プラン)の場合に分けて説明します。

準組合員 満75歳まで

※7月1日時点で満76歳であれば自動脱退となります。

配偶者

満75歳まで(準組合員が加入していることが条件)

※7月1日時点で満76歳であれば自動脱退となります。

※準組合員本人が脱退すると同時脱退となります。

子ども

22歳まで(グループ保険のみ加入可)

※7月1日時点で満22歳6か月を超えていれば自動脱退となります。

※準組合員本人が脱退すると同時脱退となります。

生命保険(グループ保険、三大疾病保険)

〈例1〉配偶者の年齢が準組合員より若い場合(グループ保険)



解説

組合員期間中から加入していた加入者は、準組合員と配偶者は75歳まで、子どもは22歳まで継続加入できます。ただし準組合員が75歳を超えると、配偶者、子どもも同時に脱退となります。

〈例2〉準組合員の年齢が配偶者より若い場合(グループ保険)



解説

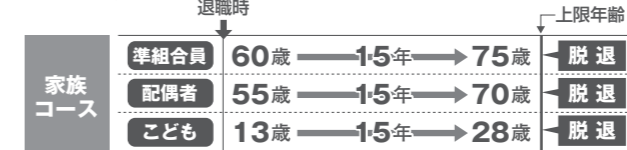
配偶者は75歳を超えると、脱退となります。子どもは22歳を超えると、脱退となります。

損害保険(傷害保険)

傷害保険 準組合員 75歳まで

※準組合員本人が7月1日時点で満76歳であれば、他の被保険者(保険の対象となる方)も含めて自動脱退となります。

〈例〉家族コースの場合



解説

家族コース、夫婦コース、個人コースともに、準組合員が75歳まで継続加入できます。

注)個人コースで配偶者や子ども等が加入している場合も、準組合員本人が上限年齢(75歳)までの加入となります。ただし準組合員本人が死亡した場合は、配偶者・子どもが上限年齢に達しなくても、満期の7月1日まで継続となります。

損害保険(入院サポート保険、がん保険、介護一時金プラン)

入院サポート保険  
がん保険

準組合員  
配偶者  
子ども

満79歳まで(配偶者・子ども単独でも継続できます。)  
※7月1日時点で満80歳であれば自動脱退となります。

〈例〉配偶者の年齢が準組合員より若い場合



注)準組合員本人が死亡した場合は、配偶者・子どもが上限年齢に達しなくても、満期の7月1日までしか継続できません。

※保険期間中に誕生日を迎え、上記の継続加入可能年齢を超えた場合でも、満期(令和8年7月1日)まで継続いただけます。

介護一時金プラン

準組合員  
配偶者  
子ども  
両親  
親族

新規の加入は満79歳まで  
(満89歳まで継続は可能です。)

グループ保険

三大疾病保険

傷害保険

入院サポート保険

がん保険

介護一時金プラン

## Q.2 準組合員が保険を脱退した場合、他の加入者の保険はどうなりますか？

A.2

生命保険

- ・グループ保険：準組合員が脱退した場合、他の加入者も脱退となります。また、三大疾病保険も全員脱退となります。
- ・三大疾病保険：準組合員が脱退した場合、他の加入者も脱退となります。

損害保険

- ・傷害保険：準組合員が年齢到達で脱退となった場合、他の加入者も脱退となります。ただし、準組合員の任意脱退の場合は、準組合員が加入上限年齢に達するまで他の加入者の継続加入は可能です。
- ・入院サポート保険・がん保険：準組合員が脱退した場合であっても、他の加入者の年齢上限まで継続加入が可能です。
- ・介護一時金プラン

※脱退は原則、脱退届が互助組合に到着した日の翌月から脱退となります(任意脱退の場合)。納付済保険料は月割りで精算します。  
(例：8月6日脱退届が互助組合に到着→9月から脱退。8月まで保障(補償)継続。)  
※脱退により還付保険料が発生した場合は、保険料引落口座へお戻しします。

## Q.3 健康告知は、どのような場合に必要ですか？

A.3

生命保険

グループ保険および三大疾病保険は、新規加入ならびに増額ができませんので、健康告知は不要です。

損害保険

入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランに加入している方が、それぞれ補償額の高い型に変更する場合または被保険者を追加する場合に健康告知が必要です。また、準組合員契約2年度目以降の方で、新たに入院サポート保険・がん保険・介護一時金支払特約に加入する際も健康告知が必要となります。具体的な告知の方法については、「損害保険加入申込書兼告知書」の記載内容をよくご確認ください。傷害保険については健康告知は必要ありません。

## Q.4 保険期間の開始前に病気やケガをした場合は、保険金支払の対象にならないのでしょうか？

A.4

生命保険

ご加入の際は、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容をご確認(以下、このご確認を「告知」といいます。)のうえお申込みいただきますが、加入日前の疾病や災害を原因とする場合には、告知いただいている内容に関わらず、高度障害保険金や特定疾病保険金などのお支払いはできません。

損害保険

新規加入の方は本年度の保険始期(令和7年7月1日午後4時)前に、継続加入の方は加入初年度保険始期前に、発病していたりケガをされている場合には、その病気やケガは保険金支払の対象になりません。なお、「保険期間の始まる前からかかっている」病気やケガであるかどうかの認定は、医師の診断によります。  
※ただし、入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランでは、ご契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に、入院をされた場合や手術を受けられた場合などが生じたときは、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

## Q.5 準組合員として保険継続している間に暫定再任用等され組合員となった場合の取扱いはどうになりますか？

A.5

組合員として継続加入が可能です。現職用の加入申込書をご提出ください。なお、保険金額等が同額以下の場合は継続加入としての取り扱いとなるため、加入の際の健康告知は不要です。

## Q.6 保険料や保険金の税法上の取扱いはどうになりますか？

A.6

(全部または一部)  
**生命保険**  
 保険料：控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。(グループ保険・三大疾病保険)  
 一般生命保険料控除の対象＝グループ保険、三大疾病保険(主契約)  
 介護医療保険料控除の対象＝三大疾病保険(7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約)  
 死亡保険金：準組合員の死亡保険金はみなし相続財産として相続税の課税対象となります。準組合員が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。所得税に加え復興特別所得税が課税されます。準組合員以外が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、贈与税の課税対象となります。高度障害保険金、特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。詳細は該当ページ(P5(グループ保険)、P11(三大疾病保険))をご確認ください。記載事項については、税制改正により、今後変更となることがあります。

損害保険

保険料：入院サポート保険・がん保険・介護一時金プランは確定申告により介護医療保険料控除の対象となります。(令和6年9月現在)(傷害保険は対象となりません)  
 死亡保険金：準組合員の死亡保険金はみなし相続財産として相続税の課税対象となります。準組合員が受け取る親族の死亡保険金は、一時所得として課税されます。準組合員以外が受け取る親族の死亡保険金は、贈与税の課税対象となります。  
 その他の保険金：非課税です。  
 記載事項については、税制改正により、今後変更となることがあります。

## Q.7 「SOMPO 健康・生活サポートサービス」のサービス内容を教えてください。

A.7

### SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

●SOMPO 健康・生活サポートサービスは、団体契約保険の損害保険(傷害保険・入院サポート保険・がん保険・介護一時金プラン)に加入いただいたみなさまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

- 健康・医療相談サービス**……病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。
- 医療機関情報提供サービス**……ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。
- 専門医相談サービス(予約制)**……より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。 **予約制**
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス**……人間ドック紹介・予約… 全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。PET検診紹介・予約…… がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。郵送検査 紹介…… ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。
- 介護関連相談サービス**……介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)**……法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。 **予約制**
- メンタルヘルス相談サービス**……臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関するカウンセリングを行います。利用時間 平日 午前9時～午後10時 土曜 午前10時～午後8時 ※日・祝日・年末年始(12/29～1/4)はお休みとさせていただきます。
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス**……ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。【受付時間】 24時間・365日

(注1) ご利用の際は、加入者証に記載の「SOMPO 健康・生活サポートサービス」の専用フリーダイヤルへご連絡ください。  
 (注2) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。  
 (注3) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きするこ

とがございますのでご了承ください。  
 (注4) ご利用は日本国内からにかぎりあります。  
 (注5) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
 (注6) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing on page 45.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing on page 46.